

都営住宅使用料一般減免の状況

年 度	減 免 件 数
平成27年度	84,408 (453)
平成28年度	84,046 (395)
平成29年度	83,362 (370)
平成30年度	83,021 (370)
令和元年度	82,338 (362)

(注) 1 減免件数は、年度末現在で減免を受けている件数
2 ()内は、免除で内数

都内区市町村が実施している家賃助成制度の状況

区市町村	制度名	助成対象
千代田区	次世代育成住宅助成事業	子育て世帯 新婚世帯
	居住安定支援家賃助成事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯
	高齢者等安心居住支援家賃助成事業	高齢者世帯
港区	高齢者世帯等居住安定支援事業	高齢者世帯
新宿区	民間賃貸住宅家賃助成	子育て世帯 学生・勤労単身者
	次世代育成転居助成	子育て世帯
文京区	高齢者・障害者・ひとり親世帯移転費用等助成金	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯
	高齢者賃貸住宅登録事業	高齢者世帯
台東区	加算型ファミリー世帯家賃支援制度	子育て世帯
目黒区	高齢者世帯等居住継続家賃助成	高齢者世帯 障害者世帯
	ファミリー世帯家賃助成	子育て世帯
世田谷区	せたがやの家子育て世帯家賃助成	子育て世帯
渋谷区	高齢者世帯等住み替え家賃補助制度	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯
	居住継続家賃補助制度	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯
	定住対策家賃助成	単身世帯 夫婦世帯 子育て世帯

区市町村	制度名	助成対象
豊島区	高齢者世帯等住み替え家賃助成	高齢者世帯 低所得者 障害者世帯 18歳未満の子どもを養育している者 50歳以上の単身世帯(居住場所を喪失した世帯に限る)
	子育てファミリー世帯家賃助成	子育て世帯
	住宅確保要配慮者家賃助成	住宅確保要配慮者
荒川区	高齢者住み替え家賃等助成事業	高齢者世帯
練馬区	高齢者優良居室提供事業	高齢者世帯
江戸川区	民間賃貸住宅家賃等助成	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯
武蔵野市	心身障害者住宅費助成	障害者世帯
	ひとり親家庭等住宅費助成	ひとり親世帯
府中市	心身障害者住宅費助成事業	障害者世帯
日野市	高齢者の居住に関する家賃等助成事業	高齢者世帯
	ひとり親家庭等家賃助成事業	ひとり親世帯
東村山市	ひとり親家庭等家賃補助事業	ひとり親世帯
国立市	ひとり親家庭住宅費助成事業	ひとり親世帯
	心身障害者住宅費助成事業	障害者世帯
	高齢者住宅費助成事業	高齢者世帯
福生市	高齢者居住支援特別給付金	高齢者世帯

区市町村	制度名	助成対象
東久留米市	ひとりぐらし高齢者住宅手当助成事業	高齢者世帯
	心身障害者福祉手当 (障害者住宅加算)	障害者世帯
	ひとり親家庭住宅手当助成事業	ひとり親世帯

(注)区市町村が独自に実施している民間賃貸住宅に対する家賃助成制度(令和3年2月現在)

都営住宅用地を活用した民間事業

(令和3年1月末現在)

プロジェクト	活用状況	場所	面積
南青山一丁目地区	都営住宅、図書館、保育園、民間賃貸住宅など (平成19年3月しゅん工)	港区南青山一丁目39番	約0.7ha
港南四丁目地区	中堅所得層ファミリー世帯向け分譲住宅、保育園など (平成20年10月しゅん工)	港区港南四丁目4番	約1.0ha
東村山市本町地区	広くて質がよく低廉な戸建住宅、都市計画公園など (平成23年3月しゅん工)	東村山市本町三丁目21番ほか	約10ha
勝どき一丁目地区	子育てに配慮した民間賃貸住宅、認定こども園など (平成23年1月しゅん工)	中央区勝どき一丁目104番	約0.5ha
池尻二丁目地区	木造住宅密集地域の道路整備に伴う地権者の移転に配慮した分譲住宅、保育園など (平成25年1月しゅん工)	世田谷区池尻二丁目1番119	約1.0ha
府中市美好町地区	長寿命で環境への影響にも配慮した住宅 (平成25年7月しゅん工)	府中市美好町二丁目52番1	約0.2ha
渋谷地区 (宮下町アパート跡地)	クリエイター等の交流等の実現に資する地域貢献施設など (平成29年4月しゅん工)	渋谷区渋谷一丁目23番2	約0.5ha
北青山三丁目地区	住宅・商業等の複合施設、広場など (令和2年5月しゅん工)	港区北青山三丁目227番4	約0.8ha
八王子市長房地区	商業施設、医療施設、福祉施設など (令和元年12月建築工事着工)	八王子市長房町340番12ほか	約3.1ha
東大和市東京街道団地地区	商業施設、医療施設、福祉施設など(予定) (令和2年11月実施方針公表)	東大和市清原一丁目1213番6ほか	約1.3ha

都営住宅建設事業に係る中小企業への工事発注実績

		発注実績		うち中小企業	
		件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)
平成27年度	財務局契約	177	46,623	167 (94.4)	38,938 (83.5)
	都市整備局契約	342	6,599	288 (84.2)	5,423 (82.2)
	(計)	519	53,222	455 (87.7)	44,361 (83.4)
平成28年度	財務局契約	203	46,688	197 (97.0)	35,701 (76.5)
	都市整備局契約	352	6,225	302 (85.8)	5,338 (85.8)
	(計)	555	52,913	499 (89.9)	41,039 (77.6)
平成29年度	財務局契約	112	19,512	105 (93.8)	14,211 (72.8)
	都市整備局契約	315	5,800	288 (91.4)	4,960 (85.5)
	(計)	427	25,312	393 (92.0)	19,171 (75.7)
平成30年度	財務局契約	160	37,320	156 (97.5)	36,986 (99.1)
	都市整備局契約	327	6,254	289 (88.4)	5,774 (92.3)
	(計)	487	43,574	445 (91.4)	42,760 (98.1)
令和元年度	財務局契約	127	37,427	121 (95.3)	33,658 (89.9)
	住宅政策本部契約	298	4,494	265 (88.9)	4,100 (91.2)
	(計)	425	41,921	386 (90.8)	37,758 (90.1)

(注)1 中小企業とは、資本金3億円以下又は従業員数300人以下の企業である(中小企業基本法による。)

2 ()内は、全体の実績に占める中小企業に対する発注実績の割合(%)である。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給目標及び登録実績

1 供給目標

3万戸(令和7年度末)

(注)「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」(平成30年3月)による。

2 登録実績

(単位:戸)

	登録戸数
平成31年3月31日現在	296
令和2年3月31日現在	2,240
令和3年2月22日現在	19,294

ZEV普及に関する2030年までの計画及び民間企業との調整の有無

(1) ZEV普及に関する2030年までの計画

2030年の政策目標達成に向け、ZEVに係る技術開発動向や市場動向等を踏まえながら、施策を展開

	2018年度	2030年に向けた取組	2030年
		2030年に向けた動向	
1 ZEV普及を支えるインフラ確保	公共用充電器 ・急速充電器 約300基 ・普通充電器 約2,200基 水素ステーション 14か所	○補助等の支援により整備を促進 ○設置を促す仕組みを構築 ○規制緩和を国に要望 ○都有施設などを活用 ○コスト低減による自立化	公共用充電器 ・急速充電器 1,000基 水素ステーション 150か所
2 乗用車・バス・バイクなど車両のZEV化促進	都内乗用車新車販売台数に占めるZEV割合 1.6%	○補助等の支援により初期需要を創出 ○自動車メーカーに対して開発促進や車種の多様化を働きかけ ○導入を促す仕組みを検討 ○税制優遇の継続などを検討 ○庁有車に積極的に導入 ○車両価格低減 ○車種拡大	都内乗用車新車販売台数に占めるZEV割合 50% ゼロエミッションバスの導入 300台以上 小型路線バスの新車販売原則ZEV化
3 社会定着に向けた機運醸成	—	○官民連携による普及促進 ○東京スイソミルでの体験型学習 ○レンタカー・カーシェアリングへのZEV導入促進 ○島しょにおけるZEV普及促進の推進 ○ZEV社会定着化	—

(注)「ZEV普及プログラム」より作成

(2) ZEV普及に関する民間企業との調整の有無

- ・令和2年2月 ZEV充電インフラ拡大ミーティングを開催
 - ・令和2年12月 企業と連携した「東京水素イニシアティブ」を開催
- その他、国内自動車メーカーからZEV開発動向等に係るヒアリングを実施

環境局

家庭のゼロエミッション行動推進事業の執行率と
その成果（費用対効果等）が定量的にわかるデータ

1 執行率（令和3年1月末申請受付時点）

令和元年度より開始

予算額	執行額	執行率
91.7億円	30.6億円	33.4%

（注）ポイント原資分

（対象機器）

- ・エアコン
- ・冷蔵庫
- ・給湯器

2 成果（同上）

CO ₂ 削減効果	光熱費削減効果
年間約4.3万t	年間約22.5億円

横田基地周辺における騒音発生回数の推移（2000年度以降）

（単位：回）

測定局 年度	昭 島		瑞 穂		福 生		武蔵村山	
	年間	日最高	年間	日最高	年間	日最高	年間	日最高
平成12年度	9,265	116	11,800	144	3,427	142	3,529	52
平成13年度	6,483	101	6,852	119	1,418	51	2,426	33
平成14年度	7,709	110	10,114	118	2,310	44	2,276	34
平成15年度	8,886	85	11,059	134	2,280	38	2,362	36
平成16年度	7,121	72	10,171	93	1,451	31	2,427	46
平成17年度	7,084	80	9,515	106	1,458	23	2,668	50
平成18年度	6,534	76	8,749	92	1,418	28	2,416	37
平成19年度	6,436	73	7,919	89	1,677	30	2,642	56
平成20年度	6,951	61	8,645	75	1,916	29	1,788	34
平成21年度	6,392	77	8,210	102	1,818	37	1,307	34
平成22年度	6,373	69	8,955	97	1,983	33	1,257	27
平成23年度	6,348	88	8,186	89	2,080	37	1,291	34
平成24年度	5,827	65	7,911	99	1,721	32	881	20
平成25年度	6,603	77	8,810	93	2,178	36	1,123	37
平成26年度	6,654	76	9,383	107	2,536	46	1,512	31
平成27年度	6,694	89	9,260	99	2,617	46	1,188	31
平成28年度	6,356	70	8,108	106	2,238	49	840	24
平成29年度	5,501	71	7,891	86	1,215	32	779	27
平成30年度	6,749	77	9,631	100	1,145	45	686	15
令和元年度	7,918	105	10,673	109	1,389	30	611	15

（注1）騒音発生回数：平成24年度までは70デシベル以上の騒音が1飛行あたり5秒以上継続した場合を1回として計算。平成25年度以降は、70デシベル以上の騒音が1飛行あたり合計5秒以上となった場合（継続して5秒でなくても良い）を1回として計算。

（注2）日最高：1年間で最も騒音の発生が多かった日の騒音発生回数。

羽田空港新飛行経路の本格運用に伴う 航空機騒音モニタリング結果

(1) 北風時

集計期間：令和2年3月29日（運用開始日）から令和3年1月31日まで

測定地点	測定項目	最大騒音レベル (dB)			騒音発生回数 (回)	一日ごとの Lden (dB)
		最大値	最小値	平均値		
江戸川区立小松川第二中学校 (江戸川区)		62~78	60~71	62~73	3,547	24~48

(2) 南風時

集計期間：令和2年3月29日（運用開始日）から令和3年1月31日まで

測定地点	測定項目	最大騒音レベル (dB)			騒音発生回数 (回)	一日ごとの Lden (dB)
		最大値	最小値	平均値		
東京都中央卸売市場食肉市場 (港区)		70~88	62~75	66~77	4,978	36~54
渋谷区立猿楽小学校 (渋谷区)		70~78	57~73	68~73	2,181	35~47
渋谷区立千駄谷小学校 (渋谷区)		68~81	57~69	66~72	4,869	32~50
練馬区立向山小学校 (練馬区)		61~74	57~64	60~66	1,919	25~41
都立産業技術高等専門学校 (品川区)		67~82	63~69	66~74	2,565	35~48
八潮学園 (品川区)		67~77	62~72	65~72	3,634	32~50

(注1) 最大騒音レベルの平均値：個々の航空機騒音の最大騒音レベルをエネルギー平均した値である。

(注2) 騒音発生回数：個々の航空機騒音の最大騒音レベルが暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音の集計値である。

(注3) Lden：航空機騒音にかかる環境基準の指標。騒音エネルギー量を時間帯で重みづけした上で平均値を算出したものである。

風力発電、地熱発電、水力発電、
バイオマス発電、太陽光発電の普及状況

項目	設備容量 (千kW)
風力発電	3.8
地熱発電	0.0
水力発電	47.4
バイオマス発電	4.4
太陽光発電	608.7
住宅用	420.7
その他	188.0
合計	664.3

(注) 本表は令和元年3月末現在の都内の普及状況(速報値)について示したものである。

都関連施設における風力発電、太陽光発電、
太陽熱利用、水力発電の導入状況

項 目	設備容量(千kW)	主な施設
風 力 発 電	1.7	臨海風力発電所
太 陽 光 発 電	24.9	朝霞浄水場、三郷浄水場、 葛西水再生センター、味の素スタジアム 都立学校、都営住宅
太 陽 熱 利 用	1.3	国際フォーラム、警察駐在所
水 力 発 電	39.1	多摩川第一発電所、多摩川第三発電所、 南千住給水所
合 計	67.0	806箇所

令和2年3月31日現在

※ 太陽熱利用は、国際機関の算定式によりkW換算した値

都内の二酸化炭素排出量の部門別推移

(単位：百万トンCO₂)

年度	合計	部門別内訳				
		産業	家庭	業務	運輸	その他
平成2年度	54.6	9.9	11.8	17.1	14.8	1.0
平成12年度	59.0	6.8	12.8	20.5	17.7	1.2
平成20年度	62.4	4.8	15.1	27.5	13.8	1.3
平成21年度	58.6	4.4	14.8	24.5	13.5	1.4
平成22年度	58.1	4.6	15.6	24.3	12.1	1.6
平成23年度	60.9	4.8	17.1	25.3	12.2	1.6
平成24年度	65.5	4.9	18.6	28.5	12.0	1.6
平成25年度	65.2	4.6	18.5	28.7	11.7	1.7
平成26年度	61.9	4.3	17.5	26.9	11.6	1.6
平成27年度	60.3	4.3	16.6	26.4	11.3	1.7
平成28年度	58.4	4.3	16.8	25.7	10.0	1.7
平成29年度	58.6	4.3	17.1	25.5	9.8	1.8
平成30年度 (速報値)	57.4	4.1	16.5	25.3	9.6	1.8

(注1) 環境局「最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査」により作成。ただし、平成30(2018)年度については精査中のため、速報値である。

(注2) 四捨五入のため、表中の合計欄の数値は内訳欄の各数値の合計に一致しない場合がある。

(注3) 平成2(1990)年度は京都議定書の基準年、平成12(2000)年度は都の温室効果ガス削減目標の基準年である。

(注4) 算定方法の変更等に伴い、過年度分についても再計算している。

キャップ&トレード制度の対象となる事業所における
年間CO₂排出量上位50事業所及びm²当たり平均排出量の推移
(過去5年分)

(1) キャップ&トレード制度の対象となる事業所における年間CO₂排出量上位50事業所

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称
<u>東京都B事業所</u>	<u>東京都B事業所</u>	<u>東京都B事業所</u>	<u>東京都B事業所</u>	<u>東京都B事業所</u>
<u>東京都立多摩総合医療センター</u>	東京都水道局 金町浄水場	東京都水道局 金町浄水場	東京都水道局 金町浄水場	東京都水道局 金町浄水場
東京都水道局 金町浄水場	東京都下水道局 芝浦水再生 センター	東京都下水道局 芝浦水再生 センター	東京都下水道局 芝浦水再生 センター	東京都下水道局 芝浦水再生 センター
<u>国立大学法人 東京医科歯科 大学</u>	東京都下水道局 砂町水再生 センター	東京都下水道局 砂町水再生 センター	東京都下水道局 砂町水再生 センター	東京都下水道局 砂町水再生 センター
東京都下水道局 砂町水再生 センター	東京都下水道局 葛西水再生 センター	東京都下水道局 葛西水再生 センター	東京都下水道局 葛西水再生 センター	東京都下水道局 葛西水再生 センター
東京都下水道局 葛西水再生 センター	東京都下水道局 新河岸水再生 センター	東京都下水道局 新河岸水再生 センター	東京都下水道局 新河岸水再生 センター	東京都下水道局 新河岸水再生 センター
東京都下水道局 新河岸水再生 センター	東京都下水道局 森ヶ崎水再生 センター	東京都下水道局 森ヶ崎水再生 センター	東京都下水道 森ヶ崎水再生 センター	東京都下水道局 森ヶ崎水再生 センター
東京都下水道局 森ヶ崎水再生 センター	<u>国立大学法人 東京大学 本郷地区 キャンパス</u>	<u>国立大学法人 東京大学 本郷地区 キャンパス</u>	<u>国立大学法人 東京大学 本郷地区 キャンパス</u>	<u>国立大学法人 東京大学 本郷地区 キャンパス</u>
<u>国立大学法人 東京大学 本郷地区 キャンパス</u>	<u>ドコモ 0214ビル</u>	<u>ドコモ 0205ビル</u>	<u>ドコモ 0214ビル</u>	<u>ドコモ 0214ビル</u>

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称
<u>ドコモ 0205 ビル</u>	<u>防衛省市ヶ谷庁舎</u>	<u>ドコモ 0214 ビル</u>	<u>防衛省市ヶ谷庁舎</u>	<u>防衛省市ヶ谷庁舎</u>
<u>ドコモ 0214 ビル</u>	太平洋マテリアル株式会社 ミネラルファイバー工場	<u>防衛省市ヶ谷庁舎</u>	太平洋マテリアル株式会社 ミネラルファイバー工場	太平洋マテリアル株式会社 ミネラルファイバー工場
<u>防衛省市ヶ谷庁舎</u>	<u>株式会社 三菱UFJ銀行 多摩ビジネス センター</u>	太平洋マテリアル株式会社 ミネラルファイバー工場	森永乳業株式会社 東京多摩工場	中外製薬株式会社 浮間事業所
太平洋マテリアル株式会社 ミネラルファイバー工場	森永乳業株式会社 東京多摩工場	<u>株式会社 三菱UFJ銀行 多摩ビジネス センター</u>	王子マテリア株式会社 江戸川工場	森永乳業株式会社 東京多摩工場
第一硝子株式会社 本社工場	王子マテリア株式会社 江戸川工場	森永乳業株式会社 東京多摩工場	<u>東京臨海熱供給株式会社台場管 理事務所有明南 管理事務所青海 南管理事務所</u>	王子マテリア株式会社 江戸川工場
<u>株式会社 三菱UFJ銀行 多摩ビジネス センター</u>	<u>東京臨海熱供給株式会社台場管 理事務所有明南 管理事務所青海 南管理事務所</u>	王子マテリア株式会社 江戸川工場	日本電気株式会社 府中事業場	<u>東京臨海熱供給株式会社台場管 理事務所有明南 管理事務所青海 南管理事務所</u>
森永乳業株式会社 東京多摩工場	日本電気株式会社 府中事業場	<u>東京臨海熱供給株式会社台場管 理事務所有明南 管理事務所青海 南管理事務所</u>	日野自動車株式会社 本社・日野工場	日本電気株式会社 府中事業場
王子マテリア株式会社 江戸川工場	日野自動車株式会社 本社・日野工場	日本電気株式会社 府中事業場	日野自動車株式会社 羽村工場	日野自動車株式会社 本社・日野工場
<u>東京臨海熱供給株式会社台場管 理事務所有明南 管理事務所青海 南管理事務所</u>	日野自動車株式会社 羽村工場	日野自動車株式会社 本社・日野工場	<u>東京空港冷暖房株式会社</u>	日野自動車株式会社 羽村工場
日本電気株式会社 府中事業場	<u>東京空港冷暖房株式会社</u>	日野自動車株式会社 羽村工場	<u>アット東京 中央センター</u>	<u>東京空港冷暖房株式会社</u>
日野自動車株式会社 本社・日野工場	<u>アット東京 中央センター</u>	<u>東京空港冷暖房株式会社</u>	<u>東京ドームシティ</u>	<u>アット東京 中央センター</u>

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称
日野自動車 株式会社 羽村工場	東京ドームシティ	アット東京 中央センター	NTT品川TWINS ビル	東京ドームシティ
東京空港冷暖房 株式会社	第1旅客 ターミナルビル	東京ドームシティ	第1旅客 ターミナルビル	NTT品川TWINS ビル
アット東京 中央センター	晴海アイランド トリトンスクエア スーパーブロック	第1旅客 ターミナルビル	晴海アイランド トリトンスクエア スーパーブロック	第1旅客 ターミナルビル
東京ドームシティ	ホテルニュー オータニ	晴海アイランド トリトンスクエア スーパーブロック	ホテルニュー オータニ	ホテルニュー オータニ
第1旅客 ターミナルビル	丸の内熱供給 株式会社 大手町センター	帝国ホテル東京 (本館・帝国ホテル タワー・駐車場ビル)	丸の内熱供給 株式会社 大手町センター	丸の内熱供給 株式会社 大手町センター
森永乳業 株式会社 東京工場	丸の内熱供給 株式会社 丸の内一丁目・ 二丁目センター	ホテルニュー オータニ	丸の内熱供給 株式会社 丸の内一丁目・ 二丁目センター	丸の内熱供給 株式会社 丸の内一丁目・ 二丁目センター
晴海アイランド トリトンスクエア スーパーブロック	六本木ヒルズ(六本 木ヒルズ森タワー、 グランドハイアット 東京、けやき坂コン プレックス)	丸の内熱供給 株式会社 大手町センター	六本木ヒルズ(六本 木ヒルズ森タワー、 グランドハイアット 東京、けやき坂コン プレックス)	六本木ヒルズ(六本 木ヒルズ森タワー、 グランドハイアット 東京、けやき坂コン プレックス)
帝国ホテル東京 (本館・帝国ホテル タワー・駐車場ビル)	キヤノン下丸子 本社	丸の内熱供給 株式会社 丸の内一丁目・ 二丁目センター	六本木ヒルズ エネルギーセンター	慶應義塾大学 信濃町キャンパス・ 大学病院
ホテルニュー オータニ	六本木ヒルズ エネルギーセンター	六本木ヒルズ(六本 木ヒルズ森タワー、 グランドハイアット 東京、けやき坂コン プレックス)	NHK放送センター	六本木ヒルズ エネルギーセンター
丸の内熱供給 株式会社 大手町センター	NHK放送センター	六本木ヒルズ エネルギーセンター	日本金属 株式会社 板橋工場	NHK放送センター
丸の内熱供給 株式会社 丸の内一丁目・ 二丁目センター	日本金属 株式会社 板橋工場	NHK放送センター	株式会社ブリヂ ストン技術センター ／東京 AC タイ 製造所	日本金属 株式会社 板橋工場

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称
六本木ヒルズ(六本木ヒルズ森タワー、グランドハイアット東京、けやき坂コンプレックス)	株式会社ブリヂストン技術センター／東京 AC タイヤ製造所	日本金属株式会社板橋工場	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社新宿地域冷暖房センター	株式会社ブリヂストン技術センター／東京 AC タイヤ製造所
キャノン下丸子本社	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社新宿地域冷暖房センター	株式会社ブリヂストン技術センター／東京 AC タイヤ製造所	東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社新宿地域冷暖房センター
六本木ヒルズエネルギーセンター	東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社新宿地域冷暖房センター	株式会社みずほ銀行情報センター	東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所
NHK放送センター	NTTコミュニケーションズ大手町本館・別館ビル	東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所	NTTコミュニケーションズ大手町本館・別館ビル	NTTコミュニケーションズ大手町本館・別館ビル
日本金属株式会社板橋工場	サンシャインシティ	NTTコミュニケーションズ大手町本館・別館ビル	サンシャインシティ	サンシャインシティ
株式会社ブリヂストン技術センター／東京 AC タイヤ製造所	KDDI 株式会社 KDDI ビル	サンシャインシティ	KDDI 株式会社 KDDI ビル	KDDI 株式会社 KDDI ビル
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社新宿地域冷暖房センター	奥多摩工業株式会社生産部瑞穂工場	KDDI 株式会社 KDDI ビル	奥多摩工業株式会社生産部瑞穂工場	奥多摩工業株式会社生産部瑞穂工場
東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所	品川プリンスホテル	奥多摩工業株式会社生産部瑞穂工場	品川プリンスホテル	品川プリンスホテル
NTTコミュニケーションズ大手町本館・別館ビル	日立グローバルライフソリューションズ株式会社プロダクト統括本部青梅照明部	品川プリンスホテル	日立グローバルライフソリューションズ株式会社プロダクト統括本部青梅照明部	日立グローバルライフソリューションズ株式会社プロダクト統括本部青梅照明部
サンシャインシティ	東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場東京たまエコセメント化施設	日立グローバルライフソリューションズ株式会社プロダクト統括本部青梅照明部	東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場東京たまエコセメント化施設	東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場東京たまエコセメント化施設
KDDI 株式会社 KDDI ビル	東京ミッドタウン	東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場東京たまエコセメント化施設	東京ミッドタウン	東京ミッドタウン

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所名称
奥多摩工業株式会社 生産部瑞穂工場	<u>グラントウキョウ</u> <u>ノースタワー</u>	<u>東京ミッドタウン</u>	<u>第2旅客</u> <u>ターミナルビル</u>	<u>第2旅客</u> <u>ターミナルビル</u>
千代田鋼鉄工業株式会社 綾瀬工場	<u>第2旅客</u> <u>ターミナルビル</u>	<u>第2旅客</u> <u>ターミナルビル</u>	<u>BIビル</u>	<u>BIビル</u>
<u>品川プリンスホテル</u>	<u>BIビル</u>	<u>BIビル</u>	<u>KDDI 多摩第四</u> <u>ネットワーク</u> <u>センター</u>	<u>KDDI 多摩第四</u> <u>ネットワーク</u> <u>センター</u>
東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場東京たまエコセメント化施設	<u>KDDI 多摩第四</u> <u>ネットワーク</u> <u>センター</u>	<u>KDDI 多摩第四</u> <u>ネットワーク</u> <u>センター</u>	東京国際空港 国際線旅客 ターミナル	東京国際空港 国際線旅客 ターミナル
<u>東京ミッドタウン</u>	東京国際空港 国際線旅客 ターミナル	東京国際空港 国際線旅客 ターミナル	<u>アット東京</u> <u>中央第2センター</u>	<u>アット東京</u> <u>中央第2センター</u>
<u>第2旅客</u> <u>ターミナルビル</u>	<u>東京スカイツリー</u> <u>タウン</u>	<u>東京スカイツリー</u> <u>タウン</u>	<u>NTT コミュニ</u> <u>ケーションズ</u> <u>田端ビル</u>	<u>NTT コミュニ</u> <u>ケーションズ</u> <u>田端ビル</u>
<u>BIビル</u>	第一硝子株式会社 本社工場	第一硝子株式会社 本社工場	第一硝子株式会社 本社工場	第一硝子株式会社 本社工場
<u>KDDI 多摩第四</u> <u>ネットワーク</u> <u>センター</u>	千代田鋼鉄工業株式会社 綾瀬工場	千代田鋼鉄工業株式会社 綾瀬工場	千代田鋼鉄工業株式会社 綾瀬工場	千代田鋼鉄工業株式会社 綾瀬工場

- (注1) 事業所については、キャップ&トレード制度における指定番号順に記載している。
- (注2) 事業所の種類に応じて、第一区分事業所（業務系：下線のある事業所）と第二区分事業所（産業系：下線のない事業所）に分かれる。
- (注3) 事業所名称については、環境確保条例施行規則に基づき事業者からの請求により、実際の事業所名称と異なる場合がある。

(2) キャップ&トレード制度の対象となる事業所におけるm²当たり平均排出量の推移

ア 第一計画期間

(単位：kg-CO₂/m²)

用途	基準年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
事務所	103.7	88.3	74.7	74.3	74.7	72.6
情報通信	606.1	576.7	564.5	532.6	491.1	508.1
放送局	235.3	185.4	167.9	168.0	166.1	162.8
商業	147.0	128.9	109.3	110.8	111.0	107.3
宿泊	144.9	129.6	117.5	120.2	120.7	118.3
教育	60.8	56.4	48.3	49.9	51.1	49.6
医療	140.9	130.3	116.9	117.7	119.8	115.9
文化	96.9	86.5	76.5	73.9	78.2	78.8
物流	67.7	56.3	51.6	54.9	53.1	53.3
熱供給業	27.9	24.4	21.1	21.1	21.2	19.6

(注1) キャップ&トレード制度では、平成22年度から26年度までを第一計画期間としている。電力のCO₂排出係数*は、第一計画期間は0.382トン-CO₂/千kWhで固定

* 電気1kWh当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値

(注2) 基準年度：事業所が選択した平成14年度から19年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値

(注3) 熱供給業のみ、熱供給先面積当たりの数値

(注4) 平成26年度の集計対象事業所データに基づき算出

イ 第二計画期間

(単位：kg-CO₂/m²)

用途	基準年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
事務所	139.3	96.1	90.5	88.9	87.5
情報通信	751.0	675.3	713.5	652.3	736.3
放送局	291.1	196.9	168.3	159.3	153.0
商業	183.4	133.7	129.8	125.9	124.3
宿泊	173.0	139.4	141.4	138.7	136.2
教育	74.5	59.1	59.0	59.4	58.5
医療	178.1	140.9	139.4	140.0	136.2
文化	127.7	107.0	103.1	100.3	102.2
物流	85.2	63.7	69.6	65.6	65.1
熱供給業	38.1	25.7	25.7	24.5	24.9

(注1) キャップ&トレード制度では、平成27年度から令和元年度までを第二計画期間としている。電力のCO₂排出係数*は、第二計画期間は0.489トン-CO₂/千kWhで固定

* 電気1kWh当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値

(注2) 基準年度：事業所が選択した平成14年度から19年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値

(注3) 熱供給業のみ、熱供給先面積当たりの数値

(注4) 平成30年度の集計対象事業所データに基づき算出

都内のエネルギー消費量の部門別推移

(単位：ペタジュール)

年度	合計	部門別内訳			
		産業	家庭	業務	運輸
平成2年度	698.3	129.1	160.1	196.2	212.8
平成12年度	802.2	96.5	185.6	262.8	257.4
平成20年度	730.3	60.2	187.7	288.0	194.3
平成21年度	716.3	57.9	192.3	272.9	193.2
平成22年度	713.8	60.9	203.2	278.2	171.5
平成23年度	671.6	58.1	196.0	249.1	168.5
平成24年度	665.8	55.5	196.1	253.3	160.8
平成25年度	651.1	50.9	193.0	253.3	153.9
平成26年度	642.3	49.3	192.3	246.6	154.0
平成27年度	625.8	50.0	181.7	244.1	150.1
平成28年度	611.9	50.2	186.8	243.0	132.0
平成29年度	620.7	50.9	195.2	244.3	130.3
平成30年度 (速報値)	608.3	49.6	186.8	244.0	127.8

(注1) 環境局「最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査」により作成。ただし、平成30(2018)年度については精査中のため、速報値である。

(注2) 四捨五入のため、表中の合計欄の数値は内訳欄の各数値の合計に一致しない場合がある。

(注3) 平成2(1990)年度は京都議定書の基準年、平成12(2000)年度は都の省エネルギー目標の基準年である。

(注4) 算定方法の変更等に伴い、過年度分についても再計算している。

各再生可能エネルギーに関わる設置補助制度と実績額の推移（過去5年分）

（単位：百万円）

事業名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
対象者・補助対象・補助率等						
地産地消型再生可能 エネルギー導入拡大事業 (平成28年度～令和元年度)	太陽光	-	11	14	18	55
対象者：民間事業者 補助対象：自家消費型の再エネ発電設備・ 熱利用設備 補助率：2/3(中小企業等) 1/2(その他) ※平成30年度までは、1/3(中小企業等)、 1/6(その他)	太陽熱	-	0	3	2	0
	地中熱	-	0	0	9	0
バス停留所ソーラーパネル等 設置促進事業 (平成29年度～令和元年度)						
対象者：バス停留所を整備する事業者 補助対象：太陽光発電システム 補助率：3/4 ※平成29年度は10/10		-	-	0	60	95
自立型ソーラースタンド 普及促進事業 (平成29年度)						
対象者：区市町村 補助対象：ソーラースタンド 補助率：10/10		-	-	131	-	-
駅舎へのソーラーパネル等 設置促進事業 (平成30年度～令和元年度)						
対象者：鉄道等事業者 補助対象：太陽光発電システム 補助率：2/3		-	-	-	0	0
住宅用太陽光発電初期費用ゼロ 促進事業 (令和元年度～令和3年度)						
対象者：住宅用太陽光発電を設置する事業者 補助対象：太陽光発電システム 補助額：1kW当たり10万円		-	-	-	-	18

(単位：百万円)

事業名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
対象者・補助対象・補助率等						
家庭の創エネ・エネルギーマネジメント 促進事業 (平成25年度～平成27年度) 対象者：助成対象機器の所有者 補助対象：蓄電池、ガスコージェネレーションシステム、 VtoHシステム ※HEMS等の導入が条件 ※上記対象機器に加えて太陽光発電システムを導入する 場合、2万円/kWを上乗せ ※各年度の数値は、事業全体の実績額		962	894	111	-	-
既存住宅における再エネ・省エネ促進 事業 (平成27年度～平成28年度) 対象者：戸建住宅の所有者、集合住宅の管理組合 ※高性能建材を活用した省エネルギーフォームを同時に 行うことが条件 補助対象：太陽光発電システム 太陽熱利用システム 補助額：太陽光発電システム 2万円/kW 太陽熱利用システム 7万円/m ²	太陽光	-	1	2	-	-
	太陽熱	-	5	7	-	-
家庭におけるエネルギー利用の高度化 促進事業 (平成28年度～令和元年度) 対象者：補助対象機器の所有者等 補助対象：太陽熱利用システム 補助率：1/3		-	2	10	5	7
東京ゼロエミ住宅導入促進事業 (令和元年度～令和3年度) 対象者：助成対象住宅を都内に新築する建築主（個人又 は法人） 補助対象：「東京ゼロエミ住宅指針」の基準に適合する太 陽光発電システム 補助額：10万円/kW		-	-	-	-	0
充電設備導入促進事業 (平成30年度～令和4年度) 対象者：集合住宅の管理組合等 補助対象：集合住宅へ充電設備と同時に設置する太陽光 発電システム 補助額：補助対象経費の合計金額の10/10 (補助限度額：1,000万円)		-	-	-	0	55

(注) 金額は各年度における執行済額であり、交付決定を行っても未執行なものは計上していない。

E V、P H V、F C V別のZ E V導入に関わる補助制度と実績額の
推移（過去5年分）

（単位：百万円）

対 象	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
電気自動車 対象者：都内の事業者、個人 ※平成30年度以前は、 都内の中小企業のみ 補助額：個人：30万円 事業者：25万円 ※平成30年度以前は、国 の補助金交付額の1/2	27	19	49	47	383
プラグインハイブリッド 自動車 対象者：都内の事業者、個人 ※平成30年度以前は、 都内の中小企業のみ 補助額：個人：30万円 事業者：25万円 ※平成30年度以前は、国 の補助金交付額の1/2	13	1	10	10	299
燃料電池自動車 対象者：都内の法人、個人、区 市町村 補助額：国の補助金交付額の 1/2。ただし、区市町村 は国と同額	68	165	153	161	384

（注）金額は各年度における執行済額を計上している。

水素の利活用にかかった事業ごとの決算額(過去5年分) (単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃料電池自動車等導入促進事業	1,020,252	1,255,399	630,805	770,637	-
ZEV導入促進事業 ※	-	-	-	-	5,092,827
レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業 ※	-	-	-	-	54,366
水素ステーション設備等導入促進事業	20,974	2,623,675	2,967,188	21,336	26,262
ガソリンスタンド等における水素ステーション導入支援事業	14,029	12,635	6,744	13,772	6,134
区市町村に対する外部給電器補助等 ※	-	-	-	-	58,142
再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業	7,897	377,023	482,679	245,463	3,446
水素社会実現に向けた普及促進	15,833	15,773	16,164	14,669	24,749
企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業	-	-	-	-	111,409
水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業	-	-	-	-	18,000
羽田空港への水素エネルギー利活用の推進	-	998	-	-	-
水素ステーション設置における規制緩和に関する調査	-	8,446	-	-	-
業務・産業用車両の水素利活用実証事業	-	-	175,000	-	-
スマートエネルギー都市推進事業 ※	-	-	1,161,052	2,144,175	664,045
特別研究	-	68,287	73,583	44,575	76,185

※ 水素の利活用に関する事業以外の経費を含む。

保全地域に係る公有化予算額、公有化面積及び管理費予算額の推移

(1999年度以降)

年 度	公有化予算額 (百万円)	公有化面積 (h a)	管理費予算額 (百万円)
平成11年度	4,200	6.7	86
平成12年度	3,260	4.8	55
平成13年度	2,240	2.6	46
平成14年度	2,940	2.6	46
平成15年度	2,100	2.8	46
平成16年度	1,000	3.2	47
平成17年度	1,539	1.2	46
平成18年度	1,709	3.1	49
平成19年度	1,539	4.3	56
平成20年度	1,436	3.3	62
平成21年度	1,436	3.0	65
平成22年度	1,436	1.4	70
平成23年度	1,436	1.4	71
平成24年度	1,436	1.7	74
平成25年度	1,436	1.6	75
平成26年度	1,436	2.3	87
平成27年度	1,680	1.6	82
平成28年度	1,436	2.1	83
平成29年度	1,436	1.6	80
平成30年度	1,436	1.8	83
令和元年度	1,436	2.8	87
令和2年度	2,000		88
令和3年度	2,000		88

(注1) 平成12年度、平成14年度の公有化予算額は、補正予算額を含めた金額である。

(注2) 平成15年度の公有化予算額は、平成14年度からの繰越額及び平成15年度補正予算額を含めた金額である。

(注3) 令和3年度は、当初予算案の金額である。

新型コロナウイルス感染症患者と宿泊療養施設の使用率の状況一覧

(単位：室、人)

No.	開設日	名称	住所	客室数	受入れ可能室数	入所者数 (使用率)
1	令和2年 7月16日	the b 池袋	豊島区東池袋 1-39-4	175	110	37(34%)
2	令和2年 7月23日	ダイナイスホテル東京	江東区木場 2-1-1	299	220	37(17%)
3	令和2年 7月29日	東横 INN 新宿歌舞伎町	新宿区歌舞伎町 2-20-15	351	230	38(17%)
4	令和2年 7月29日	東横 INN 東京駅新大橋前	中央区日本橋浜町 2-58-2	208	100	24(24%)
5	令和2年 7月31日	イーストタワー (品川プリンスホテル)	港区高輪 4-10-30	919	450	31(7%)
6	令和2年 8月13日	アパホテル浅草田原町駅前	台東区西浅草 1-2-3	465	330	40(12%)
7	令和2年 8月17日	東京虎ノ門東急 REI ホテル	港区愛宕 1-6-6	431	270	34(13%)
8	令和2年 9月26日	東横 INN 府中南武線 南多摩駅前	稲城市大丸 999	263	150	55(33%)
9	令和2年 12月17日	アパホテル&リゾート 西新宿五丁目駅タワー	渋谷区本町 3-14-1	710	450	42(9%)
10	令和3年 1月15日	アパホテル山手大塚駅 タワー	豊島区南大塚 3-31-10	613	270	39(14%)
11	令和3年 1月28日	東横 INN 池袋北口Ⅱ	豊島区池袋 2-51-2	373	170	39(23%)
12	令和3年 2月3日	アパホテル品川泉岳寺 駅前	港区高輪 2-16-30	563	260	21(8%)
13	令和3年 2月11日	アパホテルプライド 国会議事堂前	千代田区永田町 2-10-2	500	230	17(7%)
14	令和2年 10月9日	東京都ペット同伴 宿泊療養施設	品川区東八潮 3-1	140	50	7(14%)
合 計				6,010	3,290	461(14%)

(注1) 令和3年2月21日現在開設している宿泊療養施設の一覧である。

(注2) 客室数、受入れ可能室数、入所者数は令和3年2月21日現在の数値である。

(注3) 使用率(%) = 入所者数 ÷ 受入れ可能室数 × 100

ベビーシッター利用支援事業に関する年度別の 利用児童数、執行率及び事業者別執行額の状況

1 利用児童数

(単位：人)

区分	利用児童数
令和元年度	315
令和2年度	941

(注1) 令和元年度は、ベビーシッター事業者連携型の利用登録者数及び、区市町村バウチャー型の補助金交付決定における補助対象児童数の合計である。

(注2) 令和2年度は、ベビーシッター事業者連携型及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）の令和3年1月31日現在の利用登録者数並びに、一時預かり利用支援、新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（区市町村バウチャー型）及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係る区市町村認可居宅訪問型保育事業の補助金交付申請等における補助対象児童数の合計である。

2 執行率

(単位：千円、%)

区分	予算額	執行額	執行率
令和元年度	2,236,448	255,848	11.4
令和2年度	800,814	457,579	57.1

(注) 令和2年度の執行額は、ベビーシッター事業者連携型及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）における令和2年4月1日から令和2年12月31日までの利用実績を踏まえた年度末までの推計並びに、一時預かり利用支援、新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（区市町村バウチャー型）及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係る区市町村認可居宅訪問型保育事業における補助金交付申請額等に基づく執行見込み額である。

3 事業者別執行額

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度
事業者①	59,292	38,407
事業者②	24,393	25,378
事業者③	30,073	14,941
事業者④	15,735	11,078
事業者⑤	15,886	7,560
事業者⑥	4,617	6,179
事業者⑦	12,766	5,736
事業者⑧	—	5,666
事業者⑨	1,413	5,606
事業者⑩	13,108	4,829
事業者⑪	4,171	3,776
事業者⑫	—	2,699
事業者⑬	500	2,140
事業者⑭	9,776	2,115
事業者⑮	—	1,326
事業者⑯	2,453	—

(注1) 令和元年度は、ベビーシッター事業者連携型における事業者別執行額である。

(注2) 令和2年度は、ベビーシッター事業者連携型及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）における令和2年4月1日から令和2年12月31日までの利用実績に応じた事業者別執行額である。

(注3) 利用実績の無い事業者は、記載していない。

新型コロナウイルス感染症対策について小池 知事から特別区保健所長に直接行った要請の 内容について

日時	発言の場	内容
令和2年 11月17日	東京保健 所長会(臨 時会)	<ul style="list-style-type: none">・10 か月間に渡り、皆様方には最前線で活動していただいている。本当に感謝する。・積極的疫学調査や医療機関との入院調整、さらには療養者の健康観察など、新型コロナウイルス感染症対策のまさしく最前線に皆様おられる。東京のように人口がこれほど大きく、また病院なども多々、そういった中で、日々新しい陽性者が増えてくる、さらに濃厚接触者のヒアリングを行わなければならない。本当に皆様方のご苦労については心から敬意を表したい。・同時に、インフルエンザとの同時流行が懸念される中において、皆様方に改めてお願いを申し上げたい。本日は、情報交換の場を設けていただいたので、私からお伝えしたいことは3点ある。・まず、宿泊療養の活用について。3,000室を東京都として、確保しているところ。コロナで入院する患者が高止まりする中、医療現場の負担を減らす、それから、医療崩壊を防ぐ、このことは重要。また最近の傾向は無症状者・軽症が多く、入院の必要のないと思われる患者については、宿泊療養施設の活用をさらに広げていただきたい。 <p>(次ページに続く)</p>

日時	発言の場	内容
令和2年 11月17日	東京保健 所長会(臨 時会)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都全体で100人を超える無症状・軽症の方が療養施設を利用されるようになり、入院・宿泊療養の施設判断フローを作成。これによって皆様のご判断がより整理するという事で、作られたもの。国の基準では原則として宿泊療養ができない基礎疾患がある方も、都では薬でコントロールができていれば、糖尿病や高血圧症の方なども受け入れている。また、食物アレルギーがあっても、例えばお弁当の中でご自分のアレルギーに関する食物については、取り除いていただくということから、宿泊療養の対象とするなどの取組をしており、このフローを活用し、都の基準にあったご判断を現場でお願いを申し上げる。 ・昨今は、外国の方もおられ、優しい日本語でお伝えしたり、それぞれの言語でお伝えしなければならぬ。虎ノ門東急REIでは、英語ができる外国人の受入れを行っているホテルもあり、また、全てのホテルでやさしい日本語対応を行っている。そしてまた、10月からはペットと同伴可能な宿泊療養できる施設も用意。犬、猫、ウサギ、ハムスター、これらの動物と一緒に療養していただくという施設ができています。 ・2つ目として、感染経路の不明者が大変多くなっている。全体の陽性者が増えると一つひとつを追うというのは本当に大変だということは、皆さんが一番御存じだと思う。一方で、感染経路が明らかになることで、感染拡大を防ぐ、そしてターゲットを絞って対策を進めることができるのもご承知のとおり。このためにも、積極的疫学調査で感染経路の把握する、その点について、より皆様方のご協力をお願い申し上げます。感染経路不明の割合を減らすためには、現場で対応されている保健所の皆様の取組にかかっており、一人でも多くの方の経路が判明するようご期待している。 <p>(次ページに続く)</p>

日時	発言の場	内容
令和2年 11月17日	東京保健 所長会(臨 時会)	<ul style="list-style-type: none"> ・3つ目は、皆様方の保健所への支援である。今後の感染者の急増に備えるために、保健所の支援拠点での積極的疫学調査を行う支援機能であるトレーサー班を更に拡充することとしている。そして、保健所の業務負担の軽減ということで様々な工夫をする中で、委託の活用をする、そうやって皆さんを支援する、また区市町村の感染拡大防止の取組を効果的に進めるための包括的な補助金による財政支援の仕組みも用意している。この補助金のメニューの一つであるが、保健所の体制強化に係る経費についてもしっかりと支援していく。 ・今後の対策をより効果的に、都と保健所が連携し、一体となって進めていくこと、そのために以上の事について、是非ともご協力をよろしくお願い申し上げます。最前線で頑張っておられる一人一人の方々、皆様自身もご自愛いただきたい。都もできる限りのサポートをしていくので、新型コロナウイルス感染症との闘い、そしてまた、with コロナの時代に向かったの新しい日常を作り上げるこれらのことについて皆さんとともに努めていきたいと考えている。また保健所の皆様の様々な声もこうやって聞かせていただくことによって、より全体としての態勢が整っていくと考えている。ともに頑張っていきましょう。

日時	発言の場	内容
令和3年 1月15日	知事と保 健所長と の情報交 換会	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な意見を聞かせていただいた。 ・医療提供体制については、現在4,000床を確保。陽性患者の急激な増加に対応できるよう、今月12日には更なる病床確保を都内医療機関に要請したところ。中でも都立・公社病院では1,700床と増やして確保する。コロナ以外で都立・公社病院を受診される皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけする場合もあるが、各病院が、責任を持って、きめ細かく対応していく。 ・宿泊療養施設については、ちょうど本日、豊島区内のホテル開設ということで、11施設確保。引き続き対応していく。 <p>(次ページに続く)</p>

日時	発言の場	内容
令和3年 1月15日	知事と保健所長との情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の支援体制については、現在、多摩地域の都保健所で実施している食料品等の提供などの自宅療養している方への支援体制を、1月25日に都内の全保健所を対象に拡充、横展開していく。外出をしなくてすむのと、自宅療養者へのフォローを担う保健所の皆さまの負担軽減に繋げていく。また、容態の変化を早期に把握するツールとして、「パルスオキシメーター」を配布する。 ・さらに、夜間の入院調整の負担も大きいかと思う。年末年始に臨時で設置した、各保健所連携による夜間入院調整窓口、連携がうまくとれた、効果があったと聞いている。1月中の週末も引き続き対応を行う。共同の窓口を設置し、交代で入院の判断・調整にあたることで、保健所職員の負担軽減と、病院選定の効率化を図ることが出来ている。ご協力をお願いするとともに、業務の一部委託化など、さらに取組を効率化していく。 ・また、感染者急増を踏まえ、国に対して、積極的疫学調査が効果的に実施できるよう、重点化や簡略化の基準、そして方法等を示すことを要望している。さきほど、保健所長からもこの話があったと思うが、現場の声を活かしていきたい。都としても、現在、検討を進めており、区の予防課長会において考え方の素案を提案した。皆様のご意見を伺いながら、来週には東京iCDCの専門家の知見も踏まえて、都としての考え方を取りまとめ、お示しする予定である。保健所がその役割を果たし続けることが出来るよう、支援の取組を進めていく。 ・後遺症の関係だが、重症患者だけでなく、軽い症状の方でも、後遺症に苦しむ人がいるといわれている。東京iCDCでは、こうした後遺症で苦しむ方の状況を把握するための調査分析を進めている。この点も皆さんの声を聞かせてほしい。 <p>(次ページに続く)</p>

日時	発言の場	内容
令和3年 1月15日	知事と保 健所長と の情報交 換会	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に、ワクチンについてである。国から2月下旬までに接種を開始できるよう準備を進めるといふ発表がされている。この動きを踏まえ、都においても接種体制の整備に向けた動きを加速していく必要がある、先日、一都三県共同で、国に対し、現場との具体的な情報共有や自治体への十分な支援などを要望した。国においてワクチンが承認され次第、優先順位を踏まえて、出来るだけ速やかに、接種を開始する必要がある。保健所の皆様や関係機関と適宜情報交換を行い、不明な点やご意見については、まとめて国に申し入れも行いながら、準備に万全を期していきたい。 ・都は、今日の意見交換も踏まえ、これまで以上に皆様の声を活かし、全力で対策を展開していく。今後もより効果的に、都と保健所が連携し、一体となって進めていくため、引き続き、ご協力をお願いする。

新型コロナウイルス感染症東京都調整本部
（入院調整本部）設立の経緯に関する資料
等のすべて

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 19 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた
入院医療提供体制等の整備について

「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和 2 年 3 月 6 日付け事務連絡）において、いくつかの仮定を設定した上で数理モデルに基づいて作成した新型コロナウイルス感染症の流行シナリオ（以下「シナリオ」という。）に基づき、国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保のため、地域のピーク時の外来受診患者数、入院治療が必要な患者数、重症者数を計算するための数式をお示しするとともに、ピーク時の医療需要の目安として御活用の上、患者数が大幅に増えたときに備えた各地域の医療提供体制について検討をお願いしたところである。

今回、シナリオで示されるピーク時の医療需要に備えた入院医療提供体制等の整備の考え方や施策について、別添のとおりお示しする。貴職におかれては、別添の内容を参考に関係者と協議の上、地域の実情に応じたピーク時に備えた入院医療提供体制等の整備を早急に進めていただくようお願いする。現時点で患者が少数である地域においても、ピーク時の医療需要に対応するため、今から体制整備を早急に進めていただきたい。

また、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和 2 年 3 月 1 日付け事務連絡）（以下「対策移行の事務連絡」という。）において、「入院医療提供体制」の対策の移行についてお示ししているが、今回、別添でお示しするのは、入院医療提供体制の対策の移行が行われた（つまり、症状がない又は医学的に症状の軽い方は自宅での安静・療養を原則とした）後に、入院治療が必要な方への入院

医療提供体制等の整備のために、今から実施すべき準備・対策の内容を具体的かつ詳細にまとめたものであり、対策の移行が行われていない段階から別途、ピーク時を見据えて検討・準備を進めておくべきであると考え、お示しするものである。そのため、別添で示した内容は、対策移行の事務連絡に基づき現行の対策を移行させる必要があるかの検討等とは別途、検討・準備すべきものである。

なお、別添の内容については総務省消防庁及び日本医師会に協議済みであることを申し添える。

新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに 備えた入院医療提供体制等の整備について。

I. 医療提供体制等を整備する際の基本的な事項について

- 新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えた際には、新型コロナウイルス感染症患者への対応のみならず、他の疾患等の患者への対応も勘案して地域全体の医療提供体制の整備について検討する必要がある。そのため、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、地域で医療を必要とする方へ適切な医療を提供するため、その地域の医療提供体制全体について、関係者と協議しながら検討・整備を進めること。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制については、病床の確保や患者の受入れ調整など、都道府県での対応を基本とする。そのため、都道府県は、保健所設置市及び特別区では感染者の把握を保健所設置市及び特別区を中心に行っていることから市区町村(特に保健所設置市や特別区)や、都道府県内で対応しきれない大規模発生を想定して隣県と、適宜協議を行いつつ対応を行うこと。また、保健所設置市及び特別区は新型コロナウイルス感染者の発生や重症度、クラスターの発生などの情報について、都道府県や、都道府県を通じて隣県へ早急に情報提供を行うこと。更に、都道府県は、必要に応じて厚生労働省に相談や情報提供を行うこと。
- 今回の医療提供体制整備については、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制だけでなく、その他の疾患に対する医療体制も含めた医療提供体制を検討・整備する必要があることから、感染症担当部局のみならず、医療提供体制整備を担当している部局と合同で対応すること。
- 今後、全国の複数の地域で同時期に感染者が増大し、全国的に医療需要が増加した場合には、都道府県域内で患者を受け入れることを基本とするものの、新型コロナウイルス感染症患者でECMOが必要となるような患者については、都道府県域内の医療体制では対応しきれない場合には、都道府県を超えた広域搬送を行うことから、そのことを想定した搬送体制についても検討すること。また、他の疾患の患者等においても同様に、重症管理が必要な方

以外については、基本的には都道府県域内で患者を受け入れることを想定して医療提供体制を整備すること。

- ただし、ある特定の都道府県で短期的に感染者が大幅に増大する場合には、爆発的に増加する患者の対応を短期集中的に行う必要があるため、上記に限らず都道府県を超えた広域搬送を行うこととなるため、そのような場合も想定して搬送体制についても検討すること。
- また、専門性の高い医療従事者を集中的に確保するとともに、地域において新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れることで十分な院内感染防止策を効率的に実施しやすくなることから、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関（以下「重点医療機関」という）を各都道府県に設定する。重点医療機関については、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れるため、病棟単位や医療機関単位で新型コロナウイルス感染症患者が入院する体制がとれる医療機関を設定することが望ましい。
- 重点医療機関で多くの新型コロナウイルス感染症患者の受け入れが必要になった際には、重点医療機関に入院している新型コロナウイルス感染症以外の患者を重点医療機関以外の医療機関に転院・搬送することも考えられるため、重点医療機関の設定については、地域の医師会や医療機関、消防機関などの関係者と事前に十分な調整を行うこと。
- なお、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者に対しても十分な医療を提供する体制を維持することが必要であるため、地域の医療資源の全体像を踏まえて、新型コロナウイルス感染症患者も含めた医療を必要とする方に適切に医療を提供できるよう体制整備を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の整備については、都道府県は、市区町村、地域の医療機関や消防機関などの関係者や地域医師会等の関係団体等と協議しつつ対応すること。また、厚生労働省にも情報提供及び相談を適宜行うこと。なお、関係者の情報共有の手段については、効率化を図れるよう調整を行う予定である。
- なお、厚生労働省としても、各都道府県が医療提供体制を整備するに当たって必要な技術的な助言や支援を適宜行えるよう調整することとしている。

また、外来診療体制や、無症状者及び軽症者の自宅療養の考え方については、追ってお示しする予定である。

II. 都道府県調整本部等の設置について

1. 都道府県調整本部及び広域調整本部の設置

- 都道府県に県内の患者受入れを調整する都道府県調整本部（仮称）を設置すること。なお、直近の感染状況に鑑み、本事務連絡の発出後、早急に、都道府県調整本部を設置されたい。都道府県調整本部には県域を越えて患者の受入れを調整する場合を想定して、広域調整担当者をおくこと。

- また、厚生労働省においては、今後、地方厚生局の区域を単位とする広域ブロック内や広域ブロックを超えた患者の受入れを調整する広域調整本部（仮称）を各広域ブロックに設置することを検討しており、詳しくは、追って情報提供することとしているが、広域調整本部の構成員に、都道府県調整本部の担当者の参画も必要と考えられるので、ご協力をお願いしたい。

- 都道府県調整本部には、集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等に必要に応じて参加を要請するとともに、搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」を配置すること。患者搬送コーディネーターは、24 時間いつでも搬送調整が必要になることを考慮し、複数名選定すること。その際、円滑な搬送調整実施のために、患者搬送コーディネーターのうち少なくとも1人は、自然災害発生時における「統括DMAT」の資格を有する者であることが望ましい。患者搬送コーディネーターは患者の状態を考慮した上で搬送の是非、搬送先の選定を行う必要があるため、集中治療にも精通していることが望ましいが、そうではない場合には、集中治療に関する専門家の参画を要請し、患者搬送コーディネーターと連携して搬送調整を行うこと。

- 広域調整本部には、都道府県調整本部の担当者や厚生労働省の職員、患者搬送コーディネーター等が参画するとともに、地域の実情に応じて、患者の搬送調整に必要な関係者が参画することを想定している。

- 都道府県調整本部は、都道府県内の重点医療機関の設置等の医療体制整備状況、各医療機関の病床稼働状況、人工呼吸器やECMOの稼働状況等を把握した上で、新型コロナウイルス感染症等の入院患者及び重症患者の受入れ医療機関の調整を行うこと。当該情報については、広域調整本部にも情報提供を行うこと。

- なお、受入れ調整のみならず、搬送についても都道府県調整本部、広域調整本部が中心となって調整を行うことを想定しており、搬送の手配については「Ⅳ. 搬送」でお示しするものを参考に対応すること。
- 都道府県調整本部では、メンバーは必要に応じてテレビ会議などを活用して参画することを検討すること。
- 都道府県調整本部については、統括 DMAT などの関係者との協議の上、都道府県の実情を踏まえて DMAT メンバーの参画も考えられる。その際、DMAT は、県内外を問わず搬送調整等を行えること、DMAT カーを有すること、DMAT 隊員は共通の養成プログラムを受講していることから他県の DMAT とも一緒に活動等を行うことができること、DMAT ロジスティックスチーム研修を経験していること等の強みを有するが、その一方で、DMAT は非被災県の DMAT が被災県の要請に基づいて援助を行うという基本的な枠組みがあり、また原則として活動期間は災害急性期（48 時間以内）とされていることに留意が必要である。つまり、今般の新型コロナウイルス感染症については国内で幅広く拡がる可能性があり、非被災県という考え方がしにくいこと、また、今後、数ヶ月単位で感染症の拡がりが見え始めること等を踏まえる必要がある。
- 「Ⅲ」以降に示す患者の受入れ調整は、都道府県調整本部及び広域調整本部が中心となって行う。

III. シナリオに基づくピーク時の医療提供体制の整備について

- シナリオで試算を行うもののうち、「入院治療が必要な患者（以下「入院患者」という。）数」と「重症者として治療が必要な患者（以下「重症者」という。）数」について、都道府県別の推計を行い、受入れの準備を行うこと。シナリオで推計される「入院患者」とは「持続的な酸素投与が必要な肺炎を有する患者又は入院治療が必要な合併症を有する患者」のことであり、「重症者」とは「集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者」のことである。なお、実際には、その患者の状態に基づき、医師が入院治療や重症管理の要否を判断されるものであることに留意されたい。
- 都道府県単位で、ピーク時の入院患者数及び重症者数を算出した後は、まずは、県内の医療機関に手上げ形式で受入れ人数を調整することも考えられるが、必要に応じて予め都道府県内の医療機関へ、それぞれの受入れ患者数を割当てるなど調整することによって、ピーク時の入院患者数及び重症者数が受け入れられるよう、都道府県は医療機関との調整を行っておくこと。
- なお、シナリオは公衆衛生上の対策を行っていない場合の推計であり、各種対策を行うことでピーク時の入院患者数等の減少やピーク時期を遅らせることができること、一方で、大規模なクラスターが発生した場合には、シナリオで示した（疫学的関連性が把握できない程度に感染が拡大した時点から概ね3カ月程度にピーク時が到来）以上に早い速度で入院患者数等が爆発的に増加することも考えられることに留意する必要がある。また、「重症者」については、人工呼吸器による治療が必要な方や、ECMOが必要な方がいるため、重症者の受入れ医療機関については、必要な治療や医療機関の集中治療室の数、人工呼吸器及びECMOの稼働可能台数等を加味してそれぞれの重症者数等の割当てを実施すること。
- 入院患者数等の割当て等、ピーク時の入院患者数及び重症者数を受け入れるための調整については、病床・病室単位で医療機関と調整を行うのみならず、医療資源の効率化、特に専門性の高い医療従事者の確保の観点から、ある医療機関は新型コロナウイルス感染症患者のみを受け入れることとする、又は、ある医療機関の病棟一つを新型コロナウイルス感染症患者のみを受け入れる病棟として確保すること等（つまり重点医療機関の設定）も検討すること。

1. 入院患者の受入れ医療機関の確保等について

○ ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床数を、以下の順番で医療機関に割り当てること等により、病床の確保を要請すること。受入れ要請の順番は目安であり、各地域の実情に基づき、医療機関と十分に調整の上、受入れ体制を整備する。重点医療機関の設定についても、この順番を目安にして要請することが考えられる。

- ① 全医療機関の感染症病床
- ② 感染症指定医療機関の一般病床等及び「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月18日健感発0218第1号・医政地発0218第1号）に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関
- ③ 新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、公立・公的（※）医療機関

（※）指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の施設。

- ④ ①～③以外の医療機関

<入院患者の受入れ要請を行う医療機関及び病床の順番の目安>

	感染症指定医療機関	令和2年2月18日通知の医療機関	新型インフル協力医療機関	公立・公的医療機関	左記以外の医療機関
感染症病床	①				
一般病床等の他の病床	②	②（※）	③	③	④

（※）そのうち、令和2年2月18日通知に基づき新規入院制限を行っている病床を指す。

- 医療機関で必要な病床数を確保する際、医療機関単位や病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関を設定することも検討すること。そうすることで、新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な専門性を有する医療従事者等を集約して、効率的に治療を実施することが可能となる。
- 患者の治療に必要な人員や設備等の確保が可能であれば、非稼働病床や開設許可前の医療機関を活用することも検討すること。

- また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を確保するため、医師の判断により、他の疾患等の患者を、一般病床、療養病床及び精神病床で受入れることも検討すること。
- なお、上記のような実際に患者が発生した際の受入れ医療機関への受入れの調整（患者が発生した際に、県内のいずれの医療機関から患者を受入れるのかの順番も含め）については、都道府県調整本部で実施する。
- ピーク時の患者受入れ先を都道府県内の医療機関と調整を行うものの、その医療機関は常に入院を制限して新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために受け入れ病床を全て空床にして待機しているものではないため、地域の感染状況を確認の上、今後要請される患者の受入れに備えてその医療機関への新規入院制限の要請や他の疾患で入院している患者の受入れ先の調整を行っておくこと。そのためにも、患者が発生した際の受入れ医療機関の順番を決めておくことも想定される。
- なお、「新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、「地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合」には、無症状者及び軽症者の自宅での安静・療養を原則とすることとしているものの、仮に感染した場合に重症化しやすい方等と同居している場合や部屋を分けるなど家庭内での感染防止策を十分にとることができない場合には、活用可能な宿泊施設等を利用することも検討すること。そうした場合の療養マニュアル（仮称）については、追って示す予定である。

2. 重症者の受入れ医療機関の確保等について

- 重症者については、特に治療体制の整った医療機関（ICU等）での受入れが必要なため、事前にピーク時の重症者の受入れについて、十分に医療機関と調整を行うこと。
- また、重症者には人工呼吸器を必要とする者が含まれることから、人工呼吸器等の需要が増加することが見込まれるので、都道府県は、入院医療機関において必要な医療資器材及び対応できる人員の確保状況を把握すること。

- 重症者の受入れ体制整備に当たっては、それぞれの医療機関の診療体制を確認して、集中治療室での管理又は人工呼吸管理が可能な医療機関に対し、受入れ病床数の割当てを行うべきである。このとき、新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な専門性を有する医療従事者等の確保と感染対策の観点から、病棟単位で新型コロナウイルス感染症の重症者の受入れ等も検討の上、割当てを行うこと。
- 感染症指定医療機関以外の集中治療室等を持つ医療機関では、新型コロナウイルス感染症以外の重症者を積極的に受け入れる等、地域で発生する救急患者や重症者の受入れに支障を来さないよう、受入れの方針について地域全体で事前に調整しておく必要がある。
- 重症者には、人工呼吸器を必要とする者だけでなく、ECMO を必要とする患者も含まれる。ECMO については、一般の人工呼吸器を使用する場合以上に専門性が高く、多くの医療従事者の対応が必要となるため、これに留意して体制整備を検討すること。
- 重症者の対応には、専門医や重症者の治療経験を持つ看護師が当たる必要があるが、人員不足が見込まれるため、専門医や重症者の治療経験を持つ看護師を中心としつつ一般の医師や看護師を含めたチームを作る、ピーク時に向けて研修を現時点から実施する、過去の経験者を導入するといった対応を行い、重症者を対応可能な体制を強化すること。
- なお、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患を有する者に対して、人混みを避けるなど、感染予防に十分に注意を払うよう呼び掛けることで、重症者の発生をできるだけ抑止していくことが何よりも重要である。

IV. 医療従事者の確保

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制整備については、医療機関及び病床の確保のみならず、医療従事者の確保が重要である。医療従事者の確保については、新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者だけではなく、他の疾患の診療を行う医療従事者の確保も行うことが重要である。このようなことから、各医療機関におけるこのような医療従事者の把握に努めるとともに、地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣や、現在、医療機関に従事していない医師、看護師、臨床工学技士等の把握と臨時の職務復帰による医療従事者の確保策についても予め検討しておくこと。
- また、特に専門性を有する ECMO を管理する体制の確保が急務となることが考えられるため、過去に ECMO の管理経験のある看護師や臨床工学技士等については、別途、把握しておくことが望ましい。
- 実際に、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ医療機関へ重点的に医師を配置する場合、当該医療機関の他の医療提供を縮小する、あるいは新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を他の医療機関で対応する医療機関に転院させる等の対応を行う必要が出てくる。その際には、地域の医療機能を維持するために必要な医療機関への医療従事者の派遣などを検討する。その際には、地域の全体の医療機能をバランスよく維持できるよう、地域の医師会、看護協会等と十分に調整を行う。
- さらに、新型コロナウイルス感染症患者（疑われる者も含む）を診療するに当たっては感染予防策を徹底するとともに、感染予防策を適切に講じている場合には新型コロナウイルス感染症患者を診療に携わった場合であっても濃厚接触者に該当せず、派遣元の医療機関も含め、他の疾患の患者の診療等を行っても差し支えないとの取扱いを周知すること。仮に派遣元の医療機関等が、患者等の不安に対応するため自主的に診療の制限を行う場合には、その対象及び期間を最小限とすること。
- 感染症指定医療機関等の医療機関において「帰国者・接触者外来」が設置されている場合であっても、入院患者や重症者の治療に専念できるよう、地域の関係者と調整の上、当該医療機関を新型コロナウイルス感染症が疑われる方の外来診療を原則として行わないこととする医療機関として指定することも

検討すること。

- 夜間・休日の外来診療体制については、救急外来を設置していない医療機関に対しても診療時間の延長や夜間外来を輪番制で行うことを求める、在宅医療が可能な方に対しては在宅医療で治療を行うなど、地域の医療機関や医師会等との連携を図りつつ、地域全体で医療従事者の確保に努めること。
- 感染拡大状況に応じて、医療従事者の確保及び病床の確保のため、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術及び予定入院の延期も検討すること。

V. 搬送について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、入院勧告を受けた新型コロナウイルス感染症患者の医療機関への移送については、原則、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は特別区の場合は区長）が行う業務とされており、現在、患者の移送については、既に保健所等と、医療機関や消防機関などの関係者間で調整・連携体制をとっていることが想定されるため、その体制を維持しつつ以下の搬送の考え方に基づき、都道府県調整本部及び広域調整本部において地域の患者の搬送体制を構築すること。
- 「I. 医療提供体制整備の基本的な考え方」に基づき、新型コロナウイルス感染症患者については、基本的には都道府県内の医療機関で受入れを調整するため、患者搬送も県内で行われることが想定される。
- 人工呼吸器を装着しているような重症者の搬送については、医師の同乗が必要となるため、病院救急車やドクターカーでの搬送が原則となる。そのため、医師の同乗が必要ではない患者の搬送については、保健所の所有する車両、民間救急車や消防機関の救急車を要請することが想定される。
- そうしたことを踏まえ、地域の実情や搬送される患者の状態に応じて、保健所の所有する車両、消防機関の救急車、民間救急車、病院救急車、ドクターカーを活用する。必要に応じて、DMAT が活動している場合は患者収容型の DMAT カーでの搬送や自衛隊に協力を求めることも検討すること。
- また、都道府県単位で医療提供体制を整備し、必要に応じて広域調整も行われるため、市区町村境を超えた搬送、都道府県域を超えた広域搬送が行われることを前提に、医療機関や消防機関などの関係者も含めて都道府県調整本部及び広域搬送調整本部を中心に患者搬送手段について事前に協議を行うとともに、搬送体制について関係者に事前に周知を徹底すること。
- 都道府県域を超える搬送が必要な場合には、広域調整本部と都道府県調整本部の広域調整担当者として調整を行った後、搬送手段を手配する。なお、県域を越えた搬送は重症者が想定されるが、長時間の搬送に耐えられるか、患者の状態を確認した上で、医師の同乗の下、搬送を行うこと。

VI. 医療物資関係について

- 上記に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の対応を行う医療機関に優先的に医療物資の配布を行う必要があるため、例えば、医療機関向けマスクについて、その不足により医療現場に支障が生じないよう、都道府県において随時ニーズを把握した上で、増産と輸入拡大を通じて確保したマスクを、自治体を経由する等して、必要な医療機関を対象に優先配布する等、医療物資を適切かつ重点的に配分する仕組みするについて検討すること。

以上

2 福保健感第 89 号
2 福保医政第 56 号
令和 2 年 4 月 1 日

各特別区保健所長
八王子市保健所長 殿
町田市保健所長
各都保健所長

東京都福祉保健局健康安全部長
高橋博則
(公印省略)
東京都福祉保健局医療政策部長
矢沢知子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入調整について（依頼）

日頃から、都の保健医療施策に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入調整は各保健所にて行っておりましたが、令和 2 年 4 月 2 日より下記のとおり東京都調整本部にて実施いたします。ご協力よろしくお願ひします。

記

1 当面の入院受入調整の流れ（今後、変更の可能性あり）

- (1) 保健所は、前日に東京都健康安全研究センターに提出した検体に関する情報及び民間検査機関で検査し陽性と判明した患者（発生届の提出を伴う患者）に関する情報を別紙様式に入力し、毎日午前 10 時までに、都感染症対策課に送付する。

送付先：

メール件名：

- (2) 東京都調整本部は、東京都健康安全研究センターから陽性患者の情報を入手後、必要に応じて保健所に患者の状況等を確認し、陽性患者の受入先となる医療機関を調整する。
- (3) 東京都調整本部は、別紙様式に各陽性患者の受入先医療機関名を追記し、各保健所に返送する。
- (4) 保健所は、別紙様式で示された受入先医療機関と調整の上、陽性患者の搬送を行う。
- (5) 保健所は、受入医療機関との調整結果を別紙様式に記入し、東京都調整本部に送付する。

※ なお、医療機関の状況により、軽症患者等の入院日が翌日になる可能性があります。

2 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課医療整備担当

電話 03 (5320) 4347

東京都調整本部

電話

宿泊療養施設の確保について状況が分かるもの

1 宿泊療養施設の募集状況

- (1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設の募集
募集期間：令和2年4月14日から20日まで
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に備えた宿泊療養施設の募集
募集期間：令和2年6月12日から23日まで

2 宿泊療養施設の開設状況

名称	開設状況
東横 INN 東京駅新大橋前	令和2年 4月 7日開設
	令和2年 6月30日閉鎖
	令和2年 7月29日開設
東京虎ノ門東急 REI ホテル	令和2年 4月15日開設
	令和2年 6月30日閉鎖
	令和2年 8月17日開設
イーストタワー（品川プリンスホテル）	令和2年 4月17日開設
	令和2年 6月30日閉鎖
	令和2年 7月31日開設
アパホテル&リゾート<両国駅タワー>	令和2年 5月 1日開設
	令和2年 7月31日閉鎖
the b 八王子	令和2年 5月 1日開設
	令和2年 9月30日閉鎖
the b 池袋	令和2年 7月16日開設
ダイナイスホテル東京	令和2年 7月23日開設
東横 INN 新宿歌舞伎町	令和2年 7月29日開設
アパホテル浅草田原町駅前	令和2年 8月13日開設
東横 INN 府中南武線南多摩駅前	令和2年 9月26日開設
東京都ペット同伴宿泊療養施設	令和2年10月 9日開設
アパホテル&リゾート西新宿五丁目駅タワー	令和2年12月17日開設
アパホテル山手大塚駅タワー	令和3年 1月15日開設
東横 INN 池袋北口II	令和3年 1月28日開設
アパホテル品川泉岳寺駅前	令和3年 2月 3日開設
アパホテルブライド国会議事堂前	令和3年 2月11日開設

旧都立府中療育センター及び東海大学医学部附属東京病院がコロナ専門病院となる経緯及び現在までの状況

時期	経緯等
令和2年5月19日	(府) 令和2年第二定例会補正予算案に「新型コロナウイルス感染症専用医療機関の整備に向けた調査」経費計上
6月10日	令和2年第二定例会補正予算成立
6月29日	(東) 東海大学学長の来庁
7月1日	(府) 専用医療施設の要件等に関する調査業務契約締結
7月8日	(府) 専用医療施設の要件等に関する調査中間のまとめ
7月13日	(東) 東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関の登録(4階病棟20床)
8月7日	(府)(東) 知事記者会見にて公表 (府) 「新型コロナウイルス感染症専用病院について」公表
8月31日	(府) 専用医療施設の要件等に関する調査最終報告
9月7日	(府) 旧府中療育センター空調その他設備改修工事契約締結
9月23日	(東) 東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関の登録病棟の変更(3階・4階病棟60床)
11月26日	(府) 「新型コロナウイルス感染症専用医療施設について」公表
12月16日	(府) 旧府中療育センターを活用した専用医療施設の開設(32床)
令和3年1月18日	(府) 旧府中療育センターを活用した専用医療施設の第二次開設(66床)
2月1日	(府) 旧府中療育センターを活用した専用医療施設の第三次開設(100床)

(注) (府)：旧都立府中療育センター、(東)：東海大学医学部附属東京病院

知事が設置した新型コロナウイルス感染症対策
に関する外部有識者会議の経緯が分かるもの

東京感染症対策センター（東京 i CDC）設置運営要綱

制定 令和2年10月1日2福保感計第243号

（目的）

第1条 平時及び危機発生時における感染症対策をより一層強化するため、感染症に関する政策立案、危機管理、調査・分析評価、情報収集・発信、人材育成等の機能を一体的に担う拠点として、東京感染症対策センター（以下「東京 i CDC」という。）を設置する。

（構成）

第2条 東京 i CDCは、次の各号に掲げる組織によって構成する。

- (1) 東京 i CDC 専門家ボード（以下「専門家ボード」という。）
 - (2) 福祉保健局健康危機管理担当局長（以下「担当局長」という。）
 - (3) 福祉保健局感染症対策部
 - (4) 東京都健康安全研究センター（感染症対策に関する事務を所掌する部課に限る。）
 - (5) 東京都実地疫学調査チーム（TEIT）
 - (6) 感染対策支援チーム
- 2 担当局長は、感染症の発生やまん延により、都民の健康に重大な影響が生じるおそれがあると認めるときは、東京 i CDC に次の各号に掲げる組織を設置することができる。
- (1) 健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という）
 - (2) 感染症タスクフォース（以下「タスクフォース」という）

（専門家ボード）

第3条 専門家ボードに座長を置く。

- 2 座長は、感染症に関し必要な識見を有する者のうちから、担当局長が指名する。
- 3 座長は、東京都（以下「都」という。）の感染症対策に関し、知事及び担当局長に対して助言・提言を行う。
- 4 座長は、必要に応じて専門家ボード会議を招集し、会務を総括する。
- 5 座長は、専門家ボードの中に、専門分野ごとのチームを置くことができる。
- 6 専門家ボード会議の出席者は、チームのメンバー及び感染症に関し必要な識見を有する者のうちから、座長が指名する。
- 7 チームのメンバーは、そのチームの調査・研究する事項について必要な識見を有する者のうちから、座長が指名する。
- 8 座長は、必要に応じ、チームにチームリーダーを置くことができる。
- 9 チームリーダーは、座長が指名する。
- 10 座長又はチームリーダーは、必要に応じてチーム会議を招集し、会務を総括する。
- 11 チームリーダーは、チームが調査・研究した事項について、座長に報告する。
- 12 座長は、専門家ボードが調査・研究する事項に関して、広範な識見を有する者を外部アドバイザーとして指名し、客観的な立場から必要な助言を求めることができる。

(対策本部及び調整本部)

第4条 担当局長は、感染症の発生やまん延により、都民の健康に重大な影響が生じるおそれがあると認めるときは、福祉保健局に、自身を対策本部長とする対策本部を設置することができる。

- 2 対策本部長は、対策本部が設置されている間、健康危機管理対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）を招集することができる。
- 3 対策本部会議の出席者は、福祉保健局の職員のうちから、対策本部長が指名する。
- 4 対策本部長は、必要があると認めるとき、前項に掲げる者のほか、都内の保健所長、感染症に関し必要な識見を有する者等を、対策本部会議に出席させることができる。
- 5 対策本部長は、感染者の状況把握や医療・検査体制の確保、都民からの相談対応等のために必要があると認めるときは、対策本部に調整本部を置くことができる。
- 6 調整本部に調整本部長を置き、調整本部長は、都の職員のうちから、対策本部長が指名する。
- 7 調整本部長は、必要に応じて調整本部会議を招集し、会務を総括する。
- 8 調整本部会議の出席者は、都の職員、医療関係者、感染症に関し必要な識見を有する者等のうちから、調整本部長が指名する。ただし、調整本部長は、必要があると認めるとき、前項に掲げる者のほか、都内の保健所の職員及び感染症に関し必要な識見を有する者等を、調整本部会議に出席させることができる。

(タスクフォース)

第5条 担当局長は、感染症の発生やまん延により、都民の健康に重大な影響が生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ、感染症に関する特定の事項に関して検討を行うタスクフォースを設置することができる。

- 2 タスクフォースのメンバーは、医療関係者、都内の保健所の職員、専門家ボードのチームのメンバー、感染症に関し必要な識見を有する者等のうちから、担当局長が指名する。
- 3 タスクフォース会議の座長は、タスクフォースのメンバーのうちから互選によって定める。
- 4 タスクフォース会議の座長は、会議を招集し、会務を総括するとともに、タスクフォースにおける検討の内容を、専門家ボードの座長に報告する。
- 5 専門家ボードの座長は、タスクフォースにおける検討の内容を精査し、その結果を知事及び担当局長に報告する。

(関係機関との連携協力体制の構築)

第6条 東京iCDCは、国の機関や他の地方公共団体のほか、医療機関、検査機関、保健所、大学、民間企業、国内外の研究機関等、様々な関係機関との間でネットワークを構築するため、感染症対策に関する協定の締結や共同研究の実施、人材交流等を行うとともに、危機発生時には感染症対策に関する情報の共有や人材の派遣等を迅速かつ柔軟に行えるよう、平時から連携協力体制の構築を推進するものとする。

- 2 前項の協定の締結や共同研究の実施、人材交流、連携協力体制の構築等の手続は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）に定める分掌事務等に基づき、

福祉保健局各部課又は東京都健康安全研究センターにおいて行う。

(報酬)

第7条 都は、第3条から第5条までに規定する専門家ボード会議、チーム会議、対策本部会議、調整本部会議又はタスクフォース会議に出席した者(ただし、都の職員を除く。)及び外部アドバイザーに対し、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(庶務)

第8条 東京iCDCの庶務は、東京都健康安全研究センター及び実地疫学調査チーム(TEIT)に関するものを除き、福祉保健局感染症対策部計画課において処理する。

(雑則)

第9条 東京都実地疫学調査チーム(TEIT)及び感染対策支援チームの運用等については、別途要綱で定める。

2 この要綱に定めるもののほか、東京iCDCの運営に必要な事項は、担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

様

東京都福祉保健局健康危機管理担当局長 初宿 和夫
(公印省略)

東京 i CDC 専門家ボードのメンバー就任について (依頼)

日頃より、東京都の福祉保健行政につきましては、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、東京 i CDC 専門家ボードのメンバーに御就任いただきたく、御多忙のところ恐縮ですが、御承諾くださいますようお願いいたします。

記

- 1 根拠法令等
東京 i CDC 設置運営要綱
- 2 委嘱内容
東京 i CDC 専門家ボードの各チームにおける調査・研究
- 3 承諾書
別添の承諾書に御記入のうえ、御提出をお願いいたします。
- 4 その他
会議の出席につき、東京都の定める基準により報酬の支払いを予定しております。

(事務局)

東京都福祉保健局感染症対策部計画課

(新型コロナウイルス感染症対策企画調整担当)

電 話 :

東京iCDC専門家ボード（令和3年2月21日時点）

1. 座長

賀来 満夫 東北医科薬科大学医学部感染症学教室 特任教授
東北大学名誉教授

2. 専門分野ごとのチームのメンバー

(1) 疫学・公衆衛生チーム

鈴木 基 国立感染症研究所 感染症疫学センター センター長
中島 一敏 大東文化大学スポーツ健康科学部 教授
谷口 清州 国立病院機構 三重病院 臨床研究部長
西浦 博 京都大学大学院医学系研究科 環境衛生学分野 教授
西田 淳志 東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター センター長

(2) 感染症診療チーム

大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
四柳 宏 東京大学医科学研究所附属先端医療研究センター 感染症分野 教授
永井 英明 国立病院機構東京病院 感染症科 部長
石田 直 倉敷中央病院 呼吸器内科 主任部長

(3) 検査・診断チーム

石井 良和 東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授
宮地 勇人 東海大学医学部 基盤診療学系 臨床検査学 教授
三嶋 廣繁 愛知医科大学大学院医学研究科 臨床感染症学 教授
柳原 克紀 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 病態解析・診断学分野 教授

(4) リスクコミュニケーションチーム

奈良 由美子 放送大学教養学部 教授
武藤 香織 東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター 公共政策研究分野 教授
小坂 健 東北大学大学院歯学研究科 国際歯科保健学分野 教授
田中 幹人 早稲田大学政治経済学術院 准教授

(5) 感染制御チーム

松本 哲哉 国際医療福祉大学医学部感染症学講座 主任教授
国際医療福祉大学成田病院感染制御部 部長
國島 広之 聖マリアンナ医科大学感染症学講座 教授
具 芳明 国立国際医療研究センター病院 AMR 臨床リファレンスセンター
情報・教育支援室長
菅原 えりさ 東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 感染制御学 教授
光武 耕太郎 埼玉医科大学 医学部国際医療センター 感染症科・感染制御科 教授

(6) 微生物解析チーム

片山 和彦 北里大学 大村智記念研究所 ウイルス感染制御学Ⅰ研究室 教授
森田 公一 長崎大学熱帯医学研究所 所長／病原体解析部門ウイルス学分野 教授
長谷川 秀樹 国立感染症研究所 インフルエンザウイルス研究センター センター長
松山 州徳 国立感染症研究所 ウイルス第三部 第四室長
小原 道法 東京都医学総合研究所 感染制御プロジェクト 特任研究員
吉村 和久 東京都健康安全研究センター 所長

(7) 研究開発チーム

大毛 宏喜 広島大学病院 感染症科 教授
矢野 寿一 奈良県立大学 微生物感染症学講座 教授
掛屋 弘 大阪市立大学大学院 医学研究科臨床感染制御学 教授
井上 豪 大阪大学大学院 薬学研究科 教授
宮田 裕章 慶應義塾大学 医学部医療政策・管理学教室 教授
井元 清哉 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター 健康医療インテリジェンス分野 教授

3. 外部アドバイザー

(1) 国内アドバイザー

脇田 隆字 国立感染症研究所 所長
舘田 一博 日本感染症学会 理事長
東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授

(2) サイエнтиフィック・アドバイザー

田中 耕一 島津製作所 エグゼクティブ・リサーチ フェロー
同 田中耕一記念質量分析研究所 所長
河岡 義裕 東京大学医科学研究所 感染症国際研究センター長

東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議設置要綱

(設置)

第1 東京都における新型コロナウイルスの感染の状況等について、専門家による分析結果を基に、現状の評価を行い、東京都としての必要な対応を検討するため、東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 モニタリング会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) モニタリング項目（「感染状況」、「医療提供体制」の観点から、状況を把握するための項目をいう。）に係る専門家の分析結果に基づく現状の評価に関する事。
- (2) (1)の評価に基づく東京都としての必要な対応に関する事。
- (3) (1)及び(2)に係る総合的な調整及び各局の連携に関する事。

(構成等)

第3 モニタリング会議は、総務局長が主宰し、次の者をもって構成する。

- (1) 知事、副知事、関係局長等
- (2) (1)に掲げる者のほか、構成員が必要と認める者

(庶務)

第4 モニタリング会議に関する庶務は、総務局総合防災部において処理する。

(会議の公開)

第5 会議は公開とする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、モニタリング会議の運営に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則（令和2年7月1日改正）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 総 防 管 第 号
令 和 年 月 日

様

総務局総合防災部長
(公 印 省 略)

第●回東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

- 1 開催日時 令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎7階 大会議室
- 3 議 事 感染状況・医療提供体制の分析の報告及び意見交換
- 4 出席者(予定) 別紙座席表のとおり
- 5 報 償 費 都の規定によりお支払いします。
- 6 その他 会議はプレスにフルオープンとなります。

【事務局】

東京都総務局総合防災部防災管理課
危機管理調整担当
電話

東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議 構成員

No.	構 成 員
1	知 事
2	副 知 事
3	教 育 長
4	東 京 都 技 監
5	政 策 企 画 局 長
6	総 務 局 長
7	財 務 局 長
8	福 祉 保 健 局 長
9	健康危機管理担当局長
10	病 院 経 営 本 部 長
11	産 業 労 働 局 長

※上記に掲げる者のほか、構成員が必要と認める者を、その都度、
構成員とする。

モニタリング会議 外部有識者出席実績

実施回	開催日	出席者			
第1回	7月9日	東京都医師会副会長 猪口正孝	都立駒込病院感染症科部長 今村顕史	帝京大学医学部附属病院 院長 坂本哲也	—
第2回	7月15日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	杏林大学医学部 救急医学教室主任教授 山口芳裕	—	—
第3回	7月22日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	杏林大学医学部 救急医学教室主任教授 山口芳裕	—	—
第4回	7月30日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—
第5回	8月6日	帝京大学医学部附属病院 院長 坂本哲也	—	—	—
第6回	8月13日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—
第7回	8月20日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	—	—	—
第8回	8月27日	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—	—
第9回	9月3日	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—	—
第10回	9月10日	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—	—
第11回	9月17日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—
第12回	9月24日	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—	—
第13回	10月1日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第14回	10月8日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	—	—	—
第15回	10月15日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第16回	10月22日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—
第17回	10月29日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第18回	11月5日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第19回	11月12日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	放送大学教養学部教授 奈良由美子
第20回	11月19日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第21回	11月26日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—
第22回	12月3日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第23回	12月10日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—

モニタリング会議 外部有識者出席実績

実施回	開催日	出席者			
第24回	12月17日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第25回	12月24日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第26回	12月30日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第27回	1月7日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	(公財)東京都医学総合研究所疾患制御研究分野感染制御プロジェクト特任研究員 小原道法
第28回	1月14日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—
第29回	1月21日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	(公財)東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター センター長 西田洋志
第30回	1月28日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	(公財)東京都医学総合研究所疾患制御研究分野感染制御プロジェクト特任研究員 小原道法
第31回	2月4日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	—	—
第32回	2月10日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	(公財)東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター センター長 西田洋志
第33回	2月18日	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 大曲貴夫	東京都医師会副会長 猪口正孝	東京iCDC専門家ボード座長 賀来満夫	—

新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都福祉保健局職員の超過勤務時間数について

(単位：時間)

月	平均超過勤務時間数
8月	49
9月	33
10月	30
11月	34
12月	43

(注1) 福祉保健局感染症対策部（令和2年7月13日発足）に所属する常勤の一般職員（当該部で超過勤務時間を把握する兼務及び併任の職員を含む。）について、一人当たりの月別平均超過勤務時間数である。

(注2) 時間数は、表示単位未満を四捨五入した。

新型コロナウイルス感染症東京都調整本部（入院
調整本部）取扱件数（令和2年12月28日から）

新型コロナウイルス感染症東京都調整本部（入院調整本部）取扱件数

(単位：件)

	日付	曜日	保健所から入院調整の 依頼があった件数	保健所に受入医療機関を 回答した件数
令和2年	12月28日	月	142	96
	12月29日	火	173	76
	12月30日	水	221	70
	12月31日	木	271	101
令和3年	1月1日	金	263	78
	1月2日	土	273	73
	1月3日	日	299	61
	1月4日	月	310	54
	1月5日	火	359	62
	1月6日	水	388	56
	1月7日	木	419	104
	1月8日	金	414	79
	1月9日	土	458	49
	1月10日	日	442	79
	1月11日	月	461	69
	1月12日	火	431	105
	1月13日	水	407	68
	1月14日	木	406	79
	1月15日	金	450	89
	1月16日	土	500	55
	1月17日	日	503	44
	1月18日	月	491	53
	1月19日	火	464	68
	1月20日	水	465	74
	1月21日	木	446	97
	1月22日	金	387	58
	1月23日	土	344	51
	1月24日	日	389	44
	1月25日	月	325	54
	1月26日	火	315	65
	1月27日	水	285	74
	1月28日	木	284	67
	1月29日	金	251	59
	1月30日	土	253	44
	1月31日	日	213	65
	2月1日	月	146	58
2月2日	火	109	90	
2月3日	水	86	74	
2月4日	木	63	58	
2月5日	金	64	64	
2月6日	土	66	59	
2月7日	日	71	55	
2月8日	月	46	46	
2月9日	火	61	60	
2月10日	水	69	68	
2月11日	木	57	42	
2月12日	金	43	34	
2月13日	土	47	43	
2月14日	日	46	37	
2月15日	月	48	42	
2月16日	火	40	40	
2月17日	水	54	54	
2月18日	木	45	44	
2月19日	金	32	32	
2月20日	土	56	56	
2月21日	日	27	27	

生活保護受給世帯及び児童養護施設 退所者等の大学等進学率の推移

(単位：%)

区分	生活保護受給世帯	児童養護施設退所者等
平成27年度	41.0	34.2
平成28年度	42.1	35.8
平成29年度	40.7	40.9
平成30年度	43.1	42.8
令和元年度	42.0	37.6

(注1) 生活保護受給世帯の「大学等」は、大学、短期大学、専修学校及び各種学校のことである。

また、大学等進学率は、各年度の前年度に高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者のうち、各年度に大学等に進学したものの割合である。

(注2) 児童養護施設退所者等の「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年、専修学校及び各種学校のことである。

また、大学等進学率は、各年度の前年度に高等学校、特別支援学校高等部を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者のうち、各年度に大学等に進学したものの割合である。

(注3) 児童養護施設退所者等には、大学等進学後も措置延長により児童養護施設に継続して入所する者を含む。

(注4) 生活保護受給世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べによる。

(注5) 児童養護施設退所者等については、社会的養護現況調査（厚生労働省調べ）に基づいて算出した。

東京都監察医務院における「一人暮らしの者」 の検案数の推移

(単位：人)

区 分	検 案 数
平成22年	6,383
平成23年	6,097
平成24年	6,105
平成25年	6,046
平成26年	5,980
平成27年	6,267
平成28年	6,109
平成29年	6,444
平成30年	7,144
令和元年	7,208

(注1) 東京都監察医務院における検案の対象は、死体解剖保存法に基づく特別区の区域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体

(注2) 「一人暮らしの者」とは、検案時の生活実態において一人で日常生活を営んでいたと認められる者

認可保育所の年齢別定員、
入所児童数及び待機児童数

資料第130号

福祉保健局

1 令和2年4月1日現在

(1) 定員

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
東京都計	24,643	46,991	54,031	58,695	118,733	303,093
千代田区	212	295	324	317	634	1,782
中央区	408	846	930	1,003	2,005	5,192
港区	724	1,074	1,177	1,112	2,077	6,164
新宿区	767	1,184	1,282	1,350	2,636	7,219
文京区	577	1,015	1,145	1,252	2,412	6,401
台東区	338	550	616	673	1,351	3,528
墨田区	541	1,034	1,178	1,304	2,742	6,799
江東区	953	2,197	2,593	2,906	5,978	14,627
品川区	1,001	1,703	1,970	2,185	4,400	11,259
目黒区	587	1,095	1,240	1,318	2,646	6,886
大田区	1,070	2,467	2,774	3,098	5,747	15,156
世田谷区	1,481	2,802	3,124	3,293	6,681	17,381
渋谷区	459	956	1,061	1,155	2,233	5,864
中野区	598	1,052	1,132	1,305	2,545	6,632
杉並区	1,053	2,110	2,392	2,512	5,041	13,108
豊島区	671	1,089	1,193	1,165	2,218	6,336
北区	709	1,510	1,679	1,702	3,170	8,770
荒川区	442	862	1,013	1,077	2,289	5,683
板橋区	986	1,773	2,114	2,338	4,842	12,053
練馬区	1,277	2,557	2,907	2,932	5,689	15,362
足立区	1,024	2,012	2,451	2,854	5,859	14,200
葛飾区	1,032	1,674	1,945	2,238	4,568	11,457
江戸川区	487	2,178	2,467	2,788	5,734	13,654
八王子市	834	1,560	1,847	1,946	4,157	10,344
立川市	315	556	668	728	1,585	3,852
武蔵野市	213	420	478	564	1,161	2,836
三鷹市	315	587	691	798	1,629	4,020
青梅市	264	478	585	648	1,354	3,329
府中市	415	865	999	1,091	2,294	5,664
昭島市	245	383	452	522	1,074	2,676
調布市	530	881	1,023	1,117	2,325	5,876
町田市	585	1,059	1,282	1,291	2,636	6,853
小金井市	275	421	492	547	1,116	2,851
小平市	324	566	655	672	1,400	3,617
日野市	288	583	695	772	1,661	3,999
東村山市	182	318	381	415	897	2,193
国分寺市	279	481	558	583	1,194	3,095
国立市	129	272	305	295	622	1,623
福生市	116	189	230	262	560	1,357
狛江市	168	296	347	405	818	2,034
東大和市	162	289	344	388	796	1,979
清瀬市	138	228	265	237	499	1,367
東久留米市	213	338	403	423	856	2,233
武蔵村山市	164	267	341	393	814	1,979
多摩市	247	390	467	488	1,011	2,603
稲城市	194	328	378	423	856	2,179
羽村市	96	168	204	213	444	1,125
あきる野市	140	259	316	346	718	1,779
西東京市	289	520	596	717	1,526	3,648
瑞穂町	57	80	103	129	303	672
日の出町	42	82	91	109	232	556
檜原村	3	6	6	10	20	45
奥多摩町	4	9	17	31	79	140
大島町	12	29	33	54	132	260
利島村	-	3	5	5	12	25
新島村	-	9	9	37	75	130
神津島村	-	-	6	28	56	90
三宅村	-	6	6	18	30	60
御蔵島村	/	/	/	/	/	/
八丈町	8	30	40	98	255	431
青ヶ島村	/	/	/	/	/	/
小笠原村	-	-	6	15	39	60

1 令和2年4月1日現在
 (2) 入所児童数及び待機児童数

(単位：人)

区 分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳以上		計	
	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数
東京都計	22,147	389	47,329	1,365	53,401	506	55,320	65	104,817	18	283,014	2,343
千代田区	166	-	307	-	325	-	308	-	496	-	1,602	-
中央区	395	34	850	129	925	37	953	1	1,813	1	4,936	202
港区	558	-	1,007	-	1,041	-	1,035	-	1,818	-	5,459	-
新宿区	610	-	1,129	-	1,240	-	1,228	1	2,194	-	6,401	1
文京区	552	-	1,001	11	1,056	-	1,100	-	1,777	-	5,486	11
台東区	286	17	536	23	620	9	667	8	1,181	3	3,290	60
墨田区	505	13	1,019	71	1,159	13	1,233	-	2,262	-	6,178	97
江東区	859	5	2,138	8	2,511	1	2,714	-	5,094	-	13,316	14
品川区	912	-	1,757	1	2,011	10	2,118	2	3,738	-	10,536	13
目黒区	533	-	1,026	-	1,124	-	1,103	-	1,881	-	5,667	-
大田区	991	8	2,428	20	2,732	7	2,760	-	5,171	-	14,082	35
世田谷区	1,396	-	2,901	-	3,190	-	3,328	-	6,273	-	17,088	-
渋谷区	417	21	906	17	1,017	15	998	4	1,762	1	5,100	58
中野区	541	12	1,056	30	1,108	25	1,158	2	2,070	4	5,933	73
杉並区	961	-	2,161	-	2,388	-	2,358	-	4,149	-	12,017	-
豊島区	511	-	1,051	-	1,164	-	1,167	-	2,103	-	5,996	-
北区	638	13	1,510	41	1,686	20	1,595	5	2,899	-	8,328	79
荒川区	369	5	909	23	1,030	-	1,065	-	2,133	-	5,506	28
板橋区	927	13	1,804	43	2,095	18	2,273	4	4,502	2	11,601	80
練馬区	1,209	-	2,616	11	2,909	-	2,927	-	5,387	-	15,048	11
足立区	865	-	1,968	3	2,234	-	2,341	-	4,665	-	12,073	3
葛飾区	836	-	1,656	17	1,922	4	1,993	-	3,914	-	10,321	21
江戸川区	482	33	2,189	114	2,465	56	2,607	-	4,914	-	12,657	203
八王子市	732	3	1,671	16	1,877	2	1,929	3	4,079	1	10,288	25
立川市	295	8	603	32	698	7	722	-	1,481	-	3,799	47
武蔵野市	198	-	429	-	469	-	538	-	1,046	-	2,680	-
三鷹市	312	14	613	69	689	8	765	1	1,447	-	3,826	92
青梅市	213	2	434	1	526	-	593	1	1,176	-	2,942	4
府中市	416	47	868	14	999	25	1,016	-	2,108	-	5,407	86
昭島市	205	1	414	25	480	1	501	-	1,052	-	2,652	27
調布市	531	19	929	80	1,074	50	1,109	-	2,125	-	5,768	149
町田市	551	19	1,101	81	1,268	28	1,216	2	2,509	-	6,645	130
小金井市	255	7	425	70	486	8	508	10	909	2	2,583	97
小平市	304	25	610	93	694	35	694	5	1,346	1	3,648	159
日野市	309	8	613	25	703	5	778	-	1,505	-	3,908	38
東村山市	181	4	369	40	419	13	455	-	954	1	2,378	58
国分寺市	266	22	487	54	558	13	555	4	1,055	1	2,921	94
国立市	109	7	274	7	312	13	293	-	577	-	1,565	27
福生市	104	-	202	-	233	-	247	-	532	-	1,318	-
狛江市	162	5	295	29	341	14	384	1	689	-	1,871	49
東大和市	128	-	273	6	326	13	370	-	765	-	1,862	19
清瀬市	111	-	218	14	255	1	243	4	467	-	1,294	19
東久留米市	172	-	340	21	396	2	423	-	836	1	2,167	24
武蔵村山市	149	6	273	30	341	1	375	-	753	-	1,891	37
多摩市	214	15	370	22	445	13	461	-	932	-	2,422	50
稲城市	160	-	334	8	374	-	396	-	739	-	2,003	8
羽村市	93	-	188	4	216	-	215	-	448	-	1,160	4
あきる野市	118	1	260	1	312	2	332	-	693	-	1,715	4
西東京市	256	-	560	56	655	35	767	6	1,495	-	3,733	97
瑞穂町	41	-	98	-	106	-	115	-	268	-	628	-
日の出町	25	-	64	-	90	-	101	-	223	-	503	-
檜原村	5	-	12	-	11	-	5	-	14	-	47	-
奥多摩町	3	-	16	-	22	-	21	-	46	-	108	-
大島町	4	-	27	-	33	-	45	-	84	-	193	-
利島村	-	-	2	-	1	-	1	-	9	-	13	-
新島村	-	-	1	-	5	-	17	-	36	-	59	-
神津島村	-	-	-	-	2	-	18	-	41	-	61	-
三宅村	-	-	7	2	3	-	12	-	38	-	60	2
御蔵島村	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-
八丈町	6	2	24	3	24	-	60	1	113	-	227	6
青ヶ島村	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-
小笠原村	-	-	-	-	6	2	11	-	31	-	48	2

2 令和2年10月1日現在

(1) 定員

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
東京都計	24,731	47,162	54,220	58,880	119,021	304,014
千代田区	212	295	324	317	634	1,782
中央区	420	870	955	1,032	2,065	5,342
港区	730	1,083	1,187	1,122	2,085	6,207
新宿区	767	1,194	1,292	1,360	2,636	7,249
文京区	583	1,023	1,154	1,264	2,436	6,460
台東区	338	550	616	673	1,351	3,528
墨田区	556	1,052	1,198	1,324	2,782	6,912
江東区	953	2,197	2,593	2,906	5,978	14,627
品川区	1,001	1,703	1,970	2,185	4,400	11,259
目黒区	593	1,105	1,251	1,329	2,668	6,946
大田区	1,070	2,477	2,786	3,112	5,775	15,220
世田谷区	1,499	2,836	3,161	3,312	6,719	17,527
渋谷区	459	956	1,061	1,155	2,233	5,864
中野区	604	1,062	1,142	1,319	2,555	6,682
杉並区	1,053	2,110	2,392	2,512	5,041	13,108
豊島区	677	1,107	1,214	1,182	2,218	6,398
北区	709	1,510	1,679	1,702	3,170	8,770
荒川区	448	872	1,025	1,091	2,317	5,753
板橋区	986	1,773	2,114	2,338	4,842	12,053
練馬区	1,277	2,557	2,907	2,932	5,689	15,362
足立区	1,024	2,012	2,451	2,854	5,859	14,200
葛飾区	1,032	1,674	1,945	2,238	4,568	11,457
江戸川区	487	2,178	2,467	2,788	5,734	13,654
八王子市	834	1,560	1,847	1,946	4,157	10,344
立川市	315	556	668	728	1,585	3,852
武蔵野市	219	430	490	579	1,191	2,909
三鷹市	315	587	691	798	1,629	4,020
青梅市	264	478	585	648	1,354	3,329
府中市	415	865	999	1,091	2,294	5,664
昭島市	245	383	452	522	1,074	2,676
調布市	531	881	1,023	1,117	2,325	5,877
町田市	585	1,059	1,282	1,291	2,636	6,853
小金井市	275	421	492	547	1,116	2,851
小平市	324	566	655	672	1,400	3,617
日野市	288	583	695	772	1,661	3,999
東村山市	182	318	381	415	897	2,193
国分寺市	279	481	558	583	1,194	3,095
国立市	129	272	305	295	622	1,623
福生市	116	189	230	262	560	1,357
狛江市	168	296	347	405	818	2,034
東大和市	162	289	344	388	796	1,979
清瀬市	138	228	265	237	499	1,367
東久留米市	213	338	403	423	856	2,233
武蔵村山市	164	267	341	393	814	1,979
多摩市	247	390	467	488	1,011	2,603
稲城市	194	328	378	423	856	2,179
羽村市	96	168	204	213	444	1,125
あきる野市	140	259	316	346	718	1,779
西東京市	289	520	596	717	1,526	3,648
瑞穂町	57	80	103	129	303	672
日の出町	42	82	91	109	232	556
檜原村	3	6	6	10	20	45
奥多摩町	4	9	17	31	79	140
大島町	12	29	33	54	132	260
利島村	-	3	5	5	12	25
新島村	-	9	9	37	75	130
神津島村	-	-	6	28	56	90
三宅村	-	6	6	18	30	60
御蔵島村	/	/	/	/	/	/
八丈町	8	30	40	98	255	431
青ヶ島村	/	/	/	/	/	/
小笠原村	-	-	6	15	39	60

2 令和2年10月1日現在
 (2) 入所児童数及び待機児童数

(単位：人)

区 分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳以上		計	
	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数
東京都計	24,341	2,922	48,018	1,843	53,888	566	55,426	97	104,833	26	286,506	5,454
千代田区	207	-	311	-	326	-	308	-	492	-	1,644	-
中央区	419	138	877	119	951	22	957	1	1,799	3	5,003	283
港区	669	31	1,032	-	1,052	6	1,020	-	1,794	-	6,547	37
新宿区	748	35	1,147	1	1,252	-	1,231	-	2,169	-	6,547	36
文京区	592	-	1,031	9	1,089	-	1,101	-	1,775	-	5,588	9
台東区	325	84	539	15	617	5	665	8	1,189	5	3,335	117
墨田区	553	44	1,040	67	1,178	19	1,244	-	2,255	-	6,270	130
江東区	944	11	2,180	8	2,551	4	2,736	2	5,093	1	13,504	26
品川区	989	41	1,780	12	2,016	10	2,112	2	3,725	-	10,622	65
目黒区	585	8	1,064	1	1,131	-	1,084	-	1,881	-	5,745	9
大田区	1,047	179	2,464	43	2,752	10	2,763	1	5,166	-	14,192	233
世田谷区	1,498	244	2,943	110	3,221	-	3,342	-	6,308	-	17,312	354
渋谷区	453	44	930	9	1,013	8	988	3	1,756	2	5,140	66
中野区	598	172	1,064	97	1,124	46	1,157	41	2,072	-	6,015	356
杉並区	1,036	23	2,172	11	2,404	3	2,350	-	4,153	-	12,115	37
豊島区	615	-	1,088	-	1,178	-	1,148	-	2,071	-	6,100	-
北区	697	115	1,536	9	1,694	3	1,582	2	2,882	-	8,391	129
荒川区	408	55	934	15	1,030	-	1,058	-	2,115	-	5,545	70
板橋区	988	25	1,808	17	2,120	7	2,280	4	4,532	3	11,728	56
練馬区	1,266	226	2,619	43	2,936	-	2,927	-	5,386	-	15,134	269
足立区	1,019	88	1,990	43	2,306	2	2,365	1	4,708	-	12,388	134
葛飾区	1,007	92	1,706	63	1,939	11	1,993	-	3,936	-	10,581	166
江戸川区	488	63	2,199	145	2,461	91	2,627	-	4,897	-	12,672	299
八王子市	827	81	1,704	60	1,894	7	1,932	2	4,083	3	10,440	153
立川市	318	33	602	25	696	5	726	-	1,480	-	3,822	63
武蔵野市	216	12	419	17	466	6	537	1	1,013	-	2,651	36
三鷹市	319	81	618	87	696	9	791	1	1,428	-	3,852	178
青梅市	267	7	441	1	530	-	595	-	1,177	-	3,010	8
府中市	418	68	875	16	1,006	14	1,018	1	2,111	-	5,428	99
昭島市	254	16	418	21	484	1	506	-	1,055	-	2,717	38
調布市	546	83	928	72	1,077	56	1,105	1	2,130	-	5,786	212
町田市	594	228	1,120	150	1,293	20	1,227	-	2,535	-	6,769	398
小金井市	258	58	427	72	489	11	519	11	925	3	2,618	155
小平市	319	93	616	100	693	38	700	1	1,349	-	3,677	232
日野市	320	37	618	47	703	9	787	-	1,513	-	3,941	93
東村山市	191	52	373	82	423	33	462	2	965	4	2,414	173
国分寺市	281	58	493	49	560	11	556	1	1,054	-	2,944	119
国立市	116	18	276	9	306	11	291	2	585	-	1,574	40
福生市	125	3	210	-	231	-	243	-	524	-	1,333	3
狛江市	161	37	297	31	344	19	383	1	686	1	1,871	89
東大和市	133	29	274	8	327	13	377	-	773	-	1,884	50
清瀬市	120	24	227	10	256	-	242	-	466	-	1,311	34
東久留米市	201	15	341	29	400	4	426	2	834	1	2,202	51
武蔵村山市	160	37	282	24	338	-	370	-	754	-	1,904	61
多摩市	222	40	372	27	444	10	464	-	938	-	2,440	77
稲城市	189	12	344	7	390	-	401	-	752	-	2,076	19
羽村市	109	4	190	3	209	1	215	-	444	-	1,167	8
あきる野市	140	12	265	5	319	1	333	-	689	-	1,746	18
西東京市	268	57	566	49	660	37	769	3	1,512	-	3,775	146
瑞穂町	52	1	103	2	111	-	122	-	271	-	659	3
日の出町	43	3	66	-	91	1	102	-	232	-	534	4
檜原村	4	-	12	-	11	-	5	-	13	-	45	-
奥多摩町	5	-	19	-	24	-	20	-	45	-	113	-
大島町	8	-	31	-	34	-	41	-	80	-	194	-
利島村	-	-	2	-	1	-	1	-	9	-	13	-
新島村	-	-	1	-	4	-	18	-	35	-	58	-
神津島村	-	-	-	-	3	-	19	-	39	-	61	-
三宅村	-	-	10	1	3	-	14	-	38	-	65	1
御蔵島村	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-
八丈町	6	5	24	2	25	-	60	3	114	-	229	10
青ヶ島村	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/	-
小笠原村	-	-	-	-	6	2	11	-	28	-	45	2

保育所等利用待機児童数調査における
申込児童数及び認可保育所等利用児童
数の推移

資料第131号

福祉保健局

(1) 令和2年4月1日現在

(単位：人)

区分	申込児童数 A	認可保育所等利用児童数 B	差引き A-B
千代田区	1,730	1,644	86
中央区	5,732	5,002	730
港区	7,626	5,580	2,046
新宿区	6,985	6,869	116
文京区	6,020	5,681	339
台東区	4,392	3,632	760
墨田区	7,239	6,752	487
江東区	14,674	13,919	755
品川区	11,773	10,784	989
目黒区	7,017	5,981	1,036
大田区	15,812	14,507	1,305
世田谷区	19,307	17,940	1,367
渋谷区	5,526	5,153	373
中野区	6,950	6,381	569
杉並区	13,777	12,617	1,160
豊島区	6,494	6,295	199
北区	9,177	8,768	409
荒川区	5,713	5,559	154
板橋区	13,230	12,676	554
練馬区	16,856	16,191	665
足立区	13,471	13,014	457
葛飾区	11,231	10,978	253
江戸川区	14,506	13,260	1,246
区計	225,238	209,183	16,055
八王子市	11,391	11,199	192
立川市	4,141	3,974	167
武蔵野市	3,102	2,884	218
三鷹市	4,218	3,950	268
青梅市	3,061	3,041	20
府中市	5,744	5,455	289
昭島市	2,943	2,817	126
調布市	6,238	5,784	454
町田市	8,408	8,100	308
小金井市	2,992	2,790	202
小平市	4,418	4,020	398
日野市	4,158	4,019	139
東村山市	3,084	2,774	310
国分寺市	3,182	2,955	227
国立市	1,734	1,659	75
福生市	1,369	1,347	22
狛江市	2,130	1,952	178
東大和市	2,212	2,126	86
清瀬市	1,451	1,419	32
東久留米市	2,552	2,435	117
武蔵村山市	1,948	1,894	54
多摩市	2,816	2,645	171
稲城市	2,406	2,318	88
羽村市	1,394	1,360	34
あきる野市	1,921	1,894	27
西東京市	4,353	4,073	280
市計	93,366	88,884	4,482
瑞穂町	681	674	7
日の出町	517	515	2
檜原村	47	47	-
奥多摩町	108	108	-
大島町	193	193	-
利島村	13	13	-
新島村	59	59	-
神津島村	61	61	-
三宅村	62	60	2
御蔵島村	16	16	-
八丈町	233	227	6
青ヶ島村	6	6	-
小笠原村	65	63	2
町村計	2,061	2,042	19
計	320,665	300,109	20,556

(2) 令和2年10月1日現在

(単位：人)

区分	申込児童数 A	認可保育所等利用児童数 B	差引き A-B
千代田区	1,817	1,692	125
中央区	6,232	5,071	1,161
港区	8,069	5,698	2,371
新宿区	7,116	7,022	94
文京区	6,287	5,813	474
台東区	4,603	3,672	931
墨田区	7,598	6,841	757
江東区	14,959	14,143	816
品川区	11,990	10,886	1,104
目黒区	7,028	6,087	941
大田区	16,454	14,631	1,823
世田谷区	19,007	18,222	785
渋谷区	5,818	5,208	610
中野区	7,186	6,494	692
杉並区	14,515	12,750	1,765
豊島区	6,531	6,415	116
北区	9,474	8,862	612
荒川区	5,776	5,601	175
板橋区	13,650	12,869	781
練馬区	17,052	16,353	699
足立区	14,263	13,443	820
葛飾区	11,563	11,268	295
江戸川区	15,298	13,315	1,983
区 計	232,286	212,356	19,930
八王子市	11,742	11,388	354
立川市	4,196	3,991	205
武蔵野市	3,210	2,878	332
三鷹市	4,445	3,981	464
青梅市	3,177	3,124	53
府中市	5,861	5,468	393
昭島市	3,070	2,890	180
調布市	6,501	5,800	701
町田市	8,767	8,268	499
小金井市	3,178	2,830	348
小平市	4,616	4,050	566
日野市	4,382	4,061	321
東村山市	3,257	2,836	421
国分寺市	3,314	2,987	327
国立市	1,800	1,668	132
福生市	1,424	1,367	57
狛江市	2,239	1,954	285
東大和市	2,315	2,151	164
清瀬市	1,515	1,441	74
東久留米市	2,671	2,493	178
武蔵村山市	2,000	1,908	92
多摩市	2,924	2,670	254
稲城市	2,612	2,416	196
羽村市	1,430	1,379	51
あきる野市	1,985	1,934	51
西東京市	4,619	4,131	488
市 計	97,250	90,064	7,186
瑞穂町	726	708	18
日の出町	556	546	10
檜原村	45	45	-
奥多摩町	113	113	-
大島町	194	194	-
利島村	13	13	-
新島村	58	58	-
神津島村	61	61	-
三宅村	66	65	1
御蔵島村	20	20	-
八丈町	239	229	10
膏ヶ島村	6	6	-
小笠原村	64	62	2
町 村 計	2,161	2,120	41
計	331,697	304,540	27,157

(注) 認可保育所等利用児童数は、認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業及び特例保育の利用児童数である。

福祉保健局 認可保育所の施設数、定員の推移

(単位:所、人)

年度	施設数	定員
昭和40	1965	563
昭和41	1966	610
昭和42	1967	624
昭和43	1968	682
昭和44	1969	745
昭和45	1970	827
昭和46	1971	902
昭和47	1972	982
昭和48	1973	1,058
昭和49	1974	1,122
昭和50	1975	1,200
昭和51	1976	1,272
昭和52	1977	1,333
昭和53	1978	1,408
昭和54	1979	1,462
昭和55	1980	1,508
昭和56	1981	1,533
昭和57	1982	1,556
昭和58	1983	1,583
昭和59	1984	1,591
昭和60	1985	1,598
昭和61	1986	1,602
昭和62	1987	1,603
昭和63	1988	1,602
平成元	1989	1,602
平成2	1990	1,600
平成3	1991	1,600
平成4	1992	1,594

年度	施設数	定員
平成5	1993	1,586
平成6	1994	1,580
平成7	1995	1,578
平成8	1996	1,579
平成9	1997	1,581
平成10	1998	1,582
平成11	1999	1,583
平成12	2000	1,584
平成13	2001	1,588
平成14	2002	1,603
平成15	2003	1,619
平成16	2004	1,629
平成17	2005	1,635
平成18	2006	1,648
平成19	2007	1,673
平成20	2008	1,689
平成21	2009	1,705
平成22	2010	1,740
平成23	2011	1,800
平成24	2012	1,855
平成25	2013	1,915
平成26	2014	2,019
平成27	2015	2,184
平成28	2016	2,342
平成29	2017	2,558
平成30	2018	2,811
令和元	2019	3,066
令和2	2020	3,325

(注)昭和41年度までは、3月1日現在であり、昭和42年度以降は、4月1日現在である。

過去4年間に東京都が認可した認可保育所の
園庭設置率の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東京都が認可した保育所の 施設数 (A)	219	257	270	275
認可保育所の敷地内に、満 2歳以上の幼児一人につき 3.3平方メートル以上の広 さの屋外遊戯場を設けてい る施設数 (B)	58	36	50	60
割合 (B) ÷ (A)	26%	14%	19%	22%

(注1) 施設数 (A) は、各年度中に東京都が認可した保育所の数。ただし、各年度4月2日か
ら翌年度4月1日までの間に区市町村が廃止した公立保育所を民間事業者が引き継いだ保
育所を除く。

(注2) 割合は、小数点以下を四捨五入している。

認可保育所等の施設数、定員及び入所児童数の推移

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認可 保育所	施設数	2,342	2,558	2,811	3,066	3,325
	定 員	230,334	247,105	266,473	285,121	303,093
	入所児童数	225,334	239,709	254,484	269,627	283,014
認証 保育所	施設数	664	631	610	575	537
	定 員	22,665	21,418	20,759	19,551	18,072
	入所児童数	20,402	19,169	17,890	16,218	14,734
ベビ ー ホ テ ル	施設数	518	551	527	508	386
	定 員					
	入所児童数	9,877	10,363	10,281		
認定 こ ど も 園	施設数	109(49)	120(52)	129(54)	145(59)	155(62)
	定 員	21,130(4,681)	23,334(5,146)	25,321(5,365)	28,150(5,811)	29,864(5,992)
	入所児童数	19,130(4,557)	21,127(5,068)	22,624(5,256)	24,436(5,619)	24,728(5,753)

(注1) 認可保育所、認証保育所及び認定こども園の数値は、各年度4月1日現在である。

(注2) ベビーホテルの「施設数」は、各年度12月1日現在で都に届出されている数値である。

「入所児童数」は、各年度10月1日現在であり、平成28年度は小学校就学児を含む。

「施設数」及び「入所児童数」ともに、平成28年度以降は八王子を除き、令和2年度は児童相談所設置市を除く

(注3) 認定こども園の()内は、認定こども園を構成する認可保育所及び認証保育所における保育を必要とする施設数、定員数及び入所児童数の再掲である。

福祉手当及び医療費助成等の予算と決算の推移

(単位：百万円、千人)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
重度心身障害者手当	予算額	7,059	7,185	7,201	7,227	7,232	7,240	7,191	7,198	7,064	6,882	
	支出済額	7,024	7,077	7,081	7,076	7,126	7,079	7,030	6,960			
	対象者数	9.6	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.4	9.5	9.8	9.6	
心身障害者福祉手当	予算額	6,960	6,942	6,952	6,956	6,963	6,980	6,892	6,977	7,001	6,919	
	支出済額	6,913	6,912	6,901	6,897	6,892	6,897	6,887	6,894			
	対象者数	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.0	37.2	37.1	37.6	37.5	
児童育成手当	育成手当	予算額	9,614	9,603	9,536	9,346	9,089	9,411	9,269	9,140	8,837	8,450
		支出済額	9,462	9,379	9,377	9,189	9,086	8,945	8,768	8,619		
		対象者数	58.4	57.7	57.9	56.7	56.0	55.1	54.1	53.1	54.5	52.2
	障害手当	予算額	646	656	665	672	629	667	665	635	615	593
		支出済額	635	641	653	641	623	617	609	590		
		対象者数	3.4	3.4	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2
心身障害者医療費助成	予算額	15,174	15,034	15,139	15,400	14,903	15,104	15,108	15,339	15,280	15,474	
	支出済額	14,935	14,876	14,738	14,836	14,686	14,775	14,697	15,324			
	対象者数	107.1	106.5	105.7	105.2	104.9	104.3	107.1	106.9	106.7	106.2	
ひとり親家庭等医療費助成	予算額	1,077	1,083	1,113	1,143	1,150	1,129	1,145	1,114	1,066	1,021	
	支出済額	1,077	1,083	1,089	1,105	1,114	1,089	1,055	1,031			
	対象者数	53.0	53.0	52.8	52.2	52.2	51.6	49.9	48.9	48.6	47.5	
乳幼児医療費助成	予算額	3,734	3,871	4,086	3,847	3,823	3,942	3,689	3,924	3,791	3,591	
	支出済額	3,734	3,791	3,747	3,766	3,777	3,708	3,649	3,540			
	対象者数	199.7	206.1	203.7	202.2	199.6	197.5	195.8	192.6	196.2	188.8	
義務教育就学児医療費助成	予算額	2,935	3,789	3,469	3,527	3,586	3,573	3,601	3,749	3,712	3,613	
	支出済額	2,935	3,132	3,339	3,402	3,552	3,517	3,591	3,547			
	対象者数	231.5	250.7	252.5	252.0	249.7	248.7	248.8	246.8	245.3	242.9	
シルバーパス	予算額	15,432	16,025	16,324	16,542	16,876	17,249	17,452	17,953	18,923	19,135	
	支出済額	15,396	15,848	16,262	16,505	16,616	16,878	17,416	17,801			
	対象者数	915.8	940.8	956.8	960.9	980.0	1,007.9	1,033.0	1,033.9	1,117.3	1,126.5	

(注1) 予算額及び支出済額には、事業費のみを計上した。

(注2) 予算額は、平成24年度から令和元年度までについては予算現額、令和2年度については当初予算額、令和3年度については当初予算案である。

(注3) 対象者数は、平成24年度から令和元年度までについては実績、令和2年度については当初予算規模、令和3年度については当初予算案規模である。

(注4) ひとり親家庭等医療費助成及び乳幼児医療費助成は、平成19年度から特別区財政調整交付金に算入されたため、市町村分のみを計上した。

(注5) 義務教育就学児医療費助成は、平成19年10月から事業開始した。

なお、特別区は特別区財政調整交付金に算入されていることから、市町村分のみを計上した。

(注6) 各計数については、表示単位未満を四捨五入した。

シルバーパスの発行数の推移

1 区 部

(単位：枚)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
千代田区	1,970	2,007	2,054	2,053	1,930
中央区	7,550	7,896	8,245	8,369	8,022
港区	13,559	14,045	14,471	14,573	13,874
新宿区	22,824	23,436	23,888	23,843	22,792
文京区	14,032	14,349	14,605	14,710	14,071
台東区	11,465	11,637	11,832	11,742	11,252
墨田区	18,732	19,131	19,351	19,246	18,353
江東区	42,276	44,200	46,114	46,932	45,278
品川区	23,567	23,994	24,400	24,273	23,160
目黒区	17,479	17,754	18,128	18,150	17,151
大田区	46,274	47,387	48,374	48,478	46,202
世田谷区	54,631	55,960	57,038	57,120	54,199
渋谷区	12,349	12,448	12,544	12,478	11,850
中野区	24,709	25,093	25,478	25,539	24,341
杉並区	37,165	38,002	38,642	38,666	36,874
豊島区	16,431	16,661	16,893	16,834	16,103
北区	31,036	31,484	31,881	31,710	30,581
荒川区	17,316	17,691	17,985	17,990	17,370
板橋区	46,305	47,995	49,343	49,891	48,239
練馬区	56,842	58,016	59,158	59,307	56,340
足立区	59,182	60,348	61,481	61,524	59,751
葛飾区	37,215	37,943	38,314	38,223	36,410
江戸川区	54,790	56,457	58,016	58,626	56,646
区 計	667,699	683,934	698,235	700,277	670,789

2 市 部

(単位：枚)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
八王子市	49,705	51,886	53,983	55,317	53,736
立川市	13,627	14,201	14,656	14,792	14,250
武蔵野市	9,734	9,996	10,230	10,324	9,842
三鷹市	14,932	15,402	15,930	16,128	15,513
青梅市	6,888	7,127	7,363	7,652	7,355
府中市	14,274	14,729	15,015	15,215	14,676
昭島市	5,549	5,649	5,844	5,895	5,688
調布市	17,321	17,890	18,347	18,533	17,841
町田市	36,125	37,394	38,892	39,587	38,190
小金井市	6,612	6,781	6,886	6,898	6,585
小平市	12,595	13,110	13,638	13,672	13,155
日野市	14,333	14,909	15,350	15,582	15,112
東村山市	9,417	9,734	9,993	10,098	9,527
国分寺市	7,250	7,491	7,691	7,796	7,449
国立市	5,440	5,650	5,776	5,884	5,656
福生市	2,174	2,289	2,419	2,452	2,328
狛江市	7,200	7,384	7,557	7,634	7,357
東大和市	6,642	6,844	7,112	7,277	6,949
清瀬市	7,437	7,648	7,815	7,867	7,583
東久留米市	12,010	12,339	12,722	12,789	12,254
武蔵村山市	5,738	5,990	6,197	6,288	6,093
多摩市	16,062	17,062	17,857	18,367	18,011
稲城市	4,763	5,034	5,370	5,524	5,391
羽村市	1,669	1,749	1,807	1,858	1,754
あきる野市	3,675	3,858	4,018	4,146	4,000
西東京市	16,291	16,832	17,248	17,479	16,869
市 計	307,463	318,978	329,716	335,054	323,164

3 町村部

(単位：枚)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
瑞穂町	1,745	1,795	1,867	1,930	1,865
日の出町	875	942	1,011	1,071	1,040
檜原村	313	302	286	270	247
奥多摩町	460	474	461	446	421
大島町	613	632	607	577	502
利島村	4	3	5	2	0
新島村	46	39	45	42	31
神津島村	9	10	7	10	10
三宅村	277	259	235	216	188
御蔵島村	1	1	1	1	0
八丈町	468	510	515	498	423
青ヶ島村	0	2	2	0	0
小笠原村	11	14	11	13	13
町 村 計	4,822	4,983	5,053	5,076	4,740

区市町村 合計(枚) A	979,984	1,007,895	1,033,004	1,040,407	998,693
70歳以上 人口(人) B	2,120,793	2,154,300	2,241,635	2,319,713	2,394,666
発行割合 (%) A/B	46.2	46.8	46.1	44.9	41.7

費用負担別発行数

費用 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1,000円	875,566	899,160	920,201	926,507	902,895
20,510円	104,418	108,735	112,803	113,900	95,798

(注1) 平成28年度から令和元年度までは、当該年9月(一斉更新)から翌年9月までの発行数である。

(注2) 令和2年度は、令和2年9月(一斉更新)から同年12月までの発行数である。

(注3) 70歳以上人口は「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」調査(総務局統計部)による前年度の1月1日現在の人口である。

政令指定都市における高齢者への交通助成制度の実施状況

区分	事業名 〔乗車券の種類〕	事業内容		対象者	所得制限
		利用交通機関	本人負担		
札幌市	敬老優待乗車証 交付事業 〔ICカード 回数券〕	市営地下鉄・市電・ 民営バス(5社)	利用者負担金 チャージ額(利用額) 1,000円 10,000円分 3,000円 20,000円分 6,000円 30,000円分 8,000円 40,000円分 10,000円 50,000円分 13,500円 60,000円分 17,000円 70,000円分 ※年間70,000円分までチャージが可能	70歳 以上	なし
仙台市	敬老乗車証 〔ICカード〕	市営地下鉄・市営バス・ 民営バス(1社)	介護保険料の所得段階 世帯全員が市民税非課税の者 50円 又は生活保護受給者 上記以外の者 100円 ※1,000円のチャージにつき、上記金額の負担 1年間(10/1～9/30)の間に12万円までチャージ可能	70歳 以上	なし
さいたま市	実施なし				
千葉市	平成20年3月31日廃止後、実績なし				
川崎市	高齢者外出支援 乗車事業 〔紙バス〕	市バス・民営バス(5社)	以下から選択 ①コイン方式 無料で配布される「高齢者特別乗車証明書」を提示 し、大人料金の半額を支払って乗車 ②フリーバス方式 高齢者フリーバスを購入して乗車 有効期間 利用者負担金 1か月 1,000円 3か月 3,000円 6か月 6,000円 12か月 12,000円	70歳 以上	なし
横浜市	敬老特別乗車証 交付事業 〔紙バス〕	市営地下鉄・市営バス・ 民営バス(10社)・3セク (金沢シーサイドライン)・ 川崎市営バス(一部区間)	・障害者等 無料 ・世帯全員が市民税非課税者 3,200円 ・世帯員に課税者がいる非課税者 4,000円 ・市民税課税者で合計所得金額が 150万円未満 7,000円 150万円以上250万円未満 8,000円 250万円以上500万円未満 9,000円 500万円以上700万円未満 10,000円 700万円以上 20,500円 ※無料要件 ・身体障害者手帳1～4級保持者 ・愛の手帳A1～B2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者 ・被爆者健康手帳所持者 ・戦傷病手帳保持者 ・母子生活支援施設に人所されている方 ・児童扶養手当を受給されている方 ・介護保険料の低所得者減免を受けている方 ・世帯全員が非課税で老齢福祉年金又は在日外国 人高齢者等福祉給付金受給者 ・中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯に 属している方 ・震災・風水害等の災害により住宅等に著しい損 害を受けた方	70歳 以上	なし

区分	事業名 〔乗車券の種類〕	事業内容		対象者	所得制限
		利用交通機関	本人負担		
相模原市	実施なし				
新潟市	高齢者おでかけ促進事業 シニア半わり〔ICカード〕 シルバーチケット〔紙バス〕	○シニア半わり（IC対象路線） 民営バス（3社）・コミュニティバス（区バス・住民バス） ○シルバーチケット 民営バス5社	専用ICカードまたは紙券を利用すると、利用運賃が半額	65歳以上	なし
静岡市	平成19年3月31日廃止後、実績なし				
浜松市	平成29年3月31日廃止後、実績なし				
名古屋市	敬老バス事業 〔ICカード〕	市営地下鉄・市バス・3セク（名古屋ガイドウェイバス・名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線・上飯田連絡線（※）） （※）事前申請によりICカードの乗車実績に基づく運賃相当額を償還	・世帯全員が基準額以下・生活保護世帯 1,000円 ・本人基準額以下・世帯基準額超 3,000円 ・本人基準額超 5,000円 ※基準額（合計所得金額） ・扶養なし：35万円 ・扶養あり：35万円×（扶養親族+1）+21万円 ・寡婦・寡夫・障害者：125万円	65歳以上	なし
京都市	敬老乗車証 〔磁気カード （市営地下鉄・市バス） 紙バス （民営バス）〕	市営地下鉄・市バス・京北ふるさとバス・醍醐コミュニティバス・市営交通のない地区の民営バス ※基本的には市営地下鉄・市バスのカードのみ交付。ただし、市営交通機関のない地区のみ市営と民営の重複交付を行う。	・生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 0円 ・本人が市民税非課税 3,000円 ・本人が市民税課税で合計所得金額が 200万円未満 5,000円 200万円以上700万円未満 10,000円 700万円以上 15,000円	70歳以上	なし
大阪市	敬老優待乗車証交付事業 〔ICカード〕	○大阪市高速電気軌道株式会社が運行する地下鉄、ニュートラム ○大阪シティバス株式会社が運行するバス	1乗車50円（敬老優待乗車証にチャージされたものから引き落とし）	70歳以上	なし
堺市	公共交通利用促進事業（おでかけ応援バス・阪堺電車おでかけ応援事業） 〔ICカード〕	○南海バス、南海ウイングバス金岡 ○近鉄バス ○阪堺電車 ※乗車地又は降車地が堺市内の停留所（場）に限る（但し、制度適用となる市外バス停留所が一部あり） ※高速バス、空港リムジンバス、深夜急行バスなどは除く） ※おでかけ応援カードの提示で堺市乗合タクシーも100円で利用可能	◎カード発行負担金1,000円（更新手続は不要） ◎1乗車100円 （カードタッチ後に現金支払い。チャージ機能はなし）	65歳以上	なし

区分	事業名 〔乗車券の種類〕	事業内容		対象者	所得制限
		利用交通機関	本人負担		
神戸市	敬老優待乗車制度 (敬老バス) 〔ICカード〕	市営地下鉄・市バス・ 民営バス(5社)・ 神戸新交通(3セク)	乗車ごとに次の費用を負担 市バス・民営バス：小児料金 市営地下鉄・3セク：小児料金 ※定期券の割引購入制度(高頻度利用対策) 利用頻度が高い方は敬老バスとは別に定期券を正規 料金の半額で購入できる	70歳 以上	なし
岡山市	実施なし				
広島市	令和2年8月末高齢者公共交通機関利用助成事業を廃止 令和2年9月要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成事業を開始				
	要支援・要介護高 齢者外出支援交通 費助成事業 (タクシーチケット 、乗船回数券、 乗合タクシー回数 券)	①市内(介護)タクシー各社 (広島市と契約しているタク シー事業者) ②船2社 ③乗合タクシー6社	左記の①～③の中から選択。要支援者又は要介護 者に対して、以下の利用限度額の範囲内で助成 要支援者 2,500円 要介護者 5,000円 ※①タクシーチケット 1枚5000円のチケットであり、1回の乗車で1 枚のみ使用可能。乗車料金の差額は利用者の自己負 担	65歳以上 の要支援 者又は要 介護者	前年所得 1,595千円 〔本人〕
北九州市	平成16年6月30日廃止後、実施なし (参考)現在は、75歳以上(市内市外在住を問わず)を対象に「ふれあい定期券」(市交通局)を発売 市営バスの路線のうち、「北九州市内区間」で利用できる。 ・3か月定期 8,000円 ・6か月定期 14,000円 ・1年定期 24,000円 ※運転免許証を自主返納して1年以内の方には、上記金額の半額でふれあい定期券を販売				
福岡市	高齢者乗車券 〔交通用福祉IC カード・回数券〕	○交通用福祉ICカード 市営地下鉄・西鉄・JR九州等 (市営地下鉄ICカード「はやかけ ん」の相互利用対象機関) ○回数券 市営渡船・今宿浜浜線乗合マ イクロバス・タクシー・早良 区大字西地区乗合タクシー	本人負担なし 以下から選択 ①交通用福祉ICカード ②市営渡船乗船引換券 ③回数乗車券 ・今宿浜浜線乗合マイクロバス ・タクシー ・早良区大字西地区乗合タクシー ※助成額 介護保険料の所得段階 1～5の者 12,000円/年 6・7の者 8,000円/年 8～の者 対象外	70歳 以上	介護保険料の 所得段階が、 1～7の方
熊本市	熊本市優待証交付 事業 〔ICカード〕	市営電車・民営電車(バス事業も 運営)1社・民営バス4社	・さくらカード(熊本市優待証) 交付手数料 300円 ・おでかけICカード 交付手数料 500円 ・交通機関を利用するには、さくらカードの提示が 必要 ・乗車ごとに普通運賃の2割を負担 (おでかけICカードからの引き落とし)	70歳 以上	なし

(注) 令和3年1月現在である。

道府県・政令指定都市における高齢者医療費助成制度
の実施状況

1 道府県

府県名	対象者	所得制限等
秋田県	65歳以上で身障4～6級	老齢福祉年金+100万円
新潟県	65～69歳の単身、寝たきり等	前年所得125万円以下
富山県	65～69歳で身障(4級一部、5級、6級)、療育手帳B等	世帯所得の合計1,000万円未満
愛知県	後期高齢者医療制度被保険者で ① 障害者医療費助成対象者 ② ひとり親家庭等医療助成対象者 ③ 戦傷病者手帳所持者 ④ 精神・結核措置入院 ⑤ ねたきり、重・中度認知症	① ④ 所得制限なし ② 児童扶養手当所得制限準拠 ③ 障害児福祉手当所得制限準拠 ⑤ 市民税非課税世帯
滋賀県	65～74歳	住民税非課税世帯
京都府	① 65～69歳 ② 65～69歳の単身、寝たきり等	① 所得税非課税世帯 ② 老齢福祉年金受給限度額以下
大阪府	平成30年3月末で制度廃止。その時点での対象者は令和3年3月末まで引き続き助成実施の経過措置有 【廃止された制度での対象者】 65歳以上で ① 重度障害者医療費助成 ② ひとり親家庭医療費助成 ③ 精神通院 等の受給要件該当者	① 障害基礎年金全額停止額準拠 ② 児童扶養手当の所得制限準拠 ③ 本人所得(扶養1人)259万円以下
兵庫県	65～69歳	市町村民税非課税世帯で ① 世帯全員に所得がない者(本人は、年金収入80万円以下かつ所得なし) ② 本人の年金収入を加えた所得80万円以下、かつ要介護度2以上
和歌山県	67～69歳	住民税非課税世帯、世帯員収入(単身)100万円以下等

2 政令市

市名	対象者	所得制限等
新潟市	65歳～69歳で単身、寝たきり等	前年所得125万円以下
名古屋市	後期高齢者医療制度被保険者で ① 障害者医療費助成対象者 ② ひとり親家庭等医療助成対象者 ③ 戦傷病者手帳所持者 ④ 精神・結核措置入院 ⑤ ねたきり、重・中度認知症	① ⑤特別障害者手当受給限度額準拠 ② 児童扶養手当所得制限準拠 ③ 障害児福祉手当所得制限額準拠 ④ 所得制限なし
京都市	① 65歳～69歳 ② 65～69歳の単身、寝たきり等	① 所得税非課税世帯 ② 老齢福祉年金受給限度額以下
大阪市	平成30年3月末で制度廃止。その時点での対象者は令和3年3月末まで引き続き助成実施の経過措置有 【廃止された制度での対象者】 65歳以上で ① 重度障害者医療費助成 ② ひとり親家庭医療費助成 ③ 精神通院 等の受給要件該当者	① 障害基礎年金全額停止額準拠 ② 児童扶養手当の所得制限準拠 ③ 本人所得（扶養1人）259万円以下
堺市	平成30年3月末で制度廃止。その時点での対象者は令和3年3月末まで引き続き助成実施の経過措置有 【廃止された制度での対象者】 65歳以上で ① 重度障害者医療費助成 ② ひとり親家庭医療費助成 ③ 精神通院 等の受給要件該当者	① 障害基礎年金全額停止額準拠 ② 児童扶養手当の所得制限準拠 ③ 本人所得（扶養1人）259万円以下
神戸市	65歳～69歳	市町村民税非課税世帯で ① 世帯全員に所得がない者（本人は、年金収入80万円以下かつ所得なし） ② 本人の年金収入を加えた所得80万円以下、かつ要介護度2以上

(注) 令和3年2月現在である。

県・政令指定都市における高齢者の介護に着目した手当の実施状況

区分	事業名	支給条件	支給対象		支給年額 (円)	備考
			介護者	本人		
県	群馬県 介護慰労金支給事業	要介護4以上 過去1年間の介護サービス費 (個人負担分を含む。)の合計 が100万円以下	○		60,000	当面継続 見直しに向けて 検討中
	富山県 在宅要介護高齢者福祉金支給 事業	要介護 4以上		○	60,000	当面継続 財政負担の面から 見直しを検討中 (時期未定)
政令指定都市	千葉市 福祉手当支給事業	要介護 4以上	○	○	103,800	平成18年度に事業 廃止 既対象者について 経過措置により 当面継続
	さいたま市 重度要介護高齢者手当支給事業	要介護 3以上		○	120,000	平成28年度に事業 廃止 既対象者について 経過措置により 当面継続
	新潟市 在宅高齢者等介護サービス利用 支援給付支給事業	要介護 3以上	○		96,000	令和3年度に事業 廃止予定 既対象者について 経過措置により 当面継続
計	実施か所 2 県 3 市					

(注1) 福祉保健局調べ(令和3年1月)による。

(注2) 国の地域支援事業により実施する事業を除く。

政令指定都市及び特別区における国民健康保険料（税）
の均等割額

(単位：円)

区 分	条例等に定める均等割額（軽減前）				
	平成11年度	平成15年度	平成20年度	令和2年度	
札幌市	32,100	37,260	21,610	23,480	
仙台市	24,240	25,440	27,720	31,830	
さいたま市		29,500	30,500	38,000	
千葉市	16,080	16,680	16,680	26,520	
横浜市	32,860	35,270	42,400	44,640	
川崎市	16,630	17,040	17,855	47,455	
相模原市				34,000	
新潟市			24,000	24,900	
静岡市			28,200 (旧静岡市)	34,700	
			26,000 (旧由比町)		
浜松市			25,500 (旧浜松市)	38,800	
			29,000 (旧11市町村)		
名古屋市	41,381	40,960	47,801	53,750	
京都市	24,090	35,550	33,650	33,230	
大阪市	28,098	33,754	25,872	32,579	
堺市			36,720 (旧堺市)	31,835	
			32,000 (旧美原町)		
神戸市	25,310	27,490	31,270	47,880	
岡山市				36,480	
広島市	23,361	22,132	33,999	33,631	
北九州市	33,310	34,070	24,250	28,130	
福岡市	31,994	31,547	28,735	29,913	
熊本市				44,700	
特別区	千代田区			48,300	
	中野区	26,100	29,400	36,900	49,200
	江戸川区				55,200
	上記3区以外の特別区				52,800

(注1) さいたま市は平成15年4月1日、静岡市は平成17年4月1日、堺市は平成18年4月1日、新潟市及び浜松市は平成19年4月1日、岡山市は平成21年4月1日、相模原市は平成22年4月1日、熊本市は平成24年4月1日に政令指定都市に移行している。

(注2) 特別区は統一保険料方式をとっており、平成29年度までは区長会で合意した基準保険料率を全区が採用してきたが、平成30年度から、区長会で合意した基準保険料率を参考とした各区の独自保険料率設定も可としている。

(注3) 介護納付金分を除く。

(注4) 政令指定都市及び特別区の平成11年度、平成15年度及び平成20年度分は、国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会「国民健康保険の実態」、令和2年度分は福祉保健局調べによる。

政令指定都市における一人当たりの国民健康保険料（税） 及び限度額

(単位：円)

区 分	上段：一人当たり保険料(税) 現年分調定額 下段：限度額		
	28年度	29年度	30年度
札幌市	88,261	88,072	87,327
	890,000	890,000	930,000
仙台市	97,210	92,508	90,372
	890,000	890,000	930,000
さいたま市	97,408	97,665	99,870
	730,000	810,000	890,000
千葉市	97,398	99,492	98,114
	890,000	890,000	930,000
横浜市	101,242	101,406	106,851
	890,000	890,000	930,000
川崎市	108,933	111,675	114,841
	890,000	890,000	930,000
相模原市	94,748	93,540	98,089
	890,000	890,000	930,000
新潟市	93,264	93,480	91,180
	890,000	890,000	930,000
静岡市	95,316	94,830	95,865
	890,000	890,000	930,000
浜松市	107,908	112,703	113,435
	850,000	890,000	930,000
名古屋市	95,663	100,018	100,796
	890,000	890,000	930,000
京都市	84,139	83,926	80,919
	890,000	890,000	930,000
大阪市	85,487	87,495	88,702
	890,000	890,000	890,000
堺市	87,905	86,923	85,704
	850,000	890,000	890,000
神戸市	91,716	86,958	86,744
	890,000	890,000	930,000
岡山市	92,177	92,337	93,854
	890,000	890,000	930,000
広島市	96,427	99,751	102,032
	890,000	890,000	930,000
北九州市	80,090	80,674	78,831
	890,000	890,000	930,000
福岡市	87,079	86,810	88,209
	890,000	890,000	930,000
熊本市	87,015	91,444	100,012
	890,000	890,000	930,000

(注1) 国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会

「国民健康保険の実態」平成29年度版（28年度分）～令和元年度版（30年度分）による。

(注2) 現年分調定額は、表示単位未満を四捨五入している。

特定入所者介護サービス費等（補足給付）
受給者数及び件数（食費・居住（滞在）費）

資料第142号

福祉保健局

1 受給者数

平成30年度

(単位：人)

区市町村	受給者数
千代田区	1,308
中央区	3,563
港区	7,303
新宿区	12,448
文京区	6,759
台東区	10,319
墨田区	13,880
江東区	22,241
品川区	14,637
目黒区	7,962
大田区	21,552
世田谷区	22,697
渋谷区	6,343
中野区	11,310
杉並区	17,107
豊島区	9,988
北区	18,895
荒川区	11,934
板橋区	26,529
練馬区	32,851
足立区	44,193
葛飾区	25,571
江戸川区	25,310

(単位：人)

区市町村	受給者数
八王子市	27,665
立川市	10,142
武蔵野市	6,455
三鷹市	7,235
青梅市	10,404
府中市	11,071
昭島市	8,133
調布市	9,107
町田市	22,145
小金井市	3,949
小平市	8,047
日野市	8,207
東村山市	9,729
国分寺市	4,442
国立市	3,242
福生市	4,057
狛江市	3,296
東大和市	5,472
清瀬市	5,221
東久留米市	6,739
武蔵村山市	4,389
多摩市	6,264
稲城市	2,841
羽村市	3,271
あきる野市	6,111
西東京市	10,656
瑞穂町	2,407
日の出町	1,250
檜原村	897
奥多摩町	1,383
大島町	1,213
利島村	51
新島村	1,034
神津島村	415
三宅村	550
御蔵島村	14
八丈町	1,651
青ヶ島村	39
小笠原村	67

(単位：人)

	受給者数
東京都計	593,961

(注1) 東京都国民健康保険団体連合会による平成30年度審査分データ（年間計）による。（平成30年4月審査分から平成31年3月審査分まで）

(注2) 受給者数は、被保険者の受給者数であり、生活保護受給者65歳未満は除く。

2 件数（食費・居住（滞在）費）

平成30年度

（単位：件）

区市町村	件数	
	食費	居住（滞在）費
千代田区	1,371	1,234
中央区	3,771	3,088
港区	7,387	6,657
新宿区	12,707	10,774
文京区	6,933	5,442
台東区	10,581	8,708
墨田区	14,162	10,913
江東区	22,654	19,092
品川区	14,982	11,774
目黒区	8,280	7,184
大田区	22,021	19,065
世田谷区	23,445	18,591
渋谷区	6,658	5,924
中野区	11,646	10,003
杉並区	17,704	14,919
豊島区	10,274	8,190
北区	19,277	15,856
荒川区	12,431	9,213
板橋区	27,416	21,680
練馬区	34,383	28,604
足立区	45,796	37,184
葛飾区	26,354	21,883
江戸川区	25,959	20,111

（単位：件）

区市町村	件数	
	食費	居住（滞在）費
八王子市	28,570	21,999
立川市	10,479	8,046
武蔵野市	6,738	5,697
三鷹市	7,468	5,984
青梅市	10,590	9,001
府中市	11,467	8,953
昭島市	8,299	6,570
調布市	9,298	7,528
町田市	22,781	19,517
小金井市	4,074	3,194
小平市	8,327	6,705
日野市	8,500	5,698
東村山市	10,052	7,930
国分寺市	4,543	3,785
国立市	3,347	2,339
福生市	4,218	3,315
狛江市	3,413	2,846
東大和市	5,633	4,668
清瀬市	5,311	4,318
東久留米市	6,983	5,570
武蔵村山市	4,550	3,844
多摩市	6,494	5,099
稲城市	2,995	2,281
羽村市	3,351	2,744
あきる野市	6,270	4,792
西東京市	11,052	8,817
瑞穂町	2,436	2,001
日の出町	1,278	1,043
檜原村	905	812
奥多摩町	1,406	1,316
大島町	1,195	1,169
利島村	52	49
新島村	974	830
神津島村	419	397
三宅村	566	552
御蔵島村	16	16
八丈町	1,663	1,583
青ヶ島村	39	36
小笠原村	70	70

（単位：件）

	件数	
	食費	居住（滞在）費
東京都計	612,014	497,203

（注1）厚生労働省老健局「平成30年度介護保険事業状況報告（年報）」による。（平成30年3月サービス分から平成31年2月サービス分まで）

（注2）件数は、被保険者に係る特定入所者介護等サービス費（補足給付）の介護報酬明細書の累計である。

要介護度別要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援	24,213	29,853	38,861	48,298	55,730	61,321				
要支援1							50,443	50,238	53,128	54,464
要支援2							45,432	51,297	52,725	53,765
経過的要介護							162	33	-	-
要介護1	55,771	69,233	84,768	102,877	111,747	118,508	70,123	61,859	63,325	68,823
要介護2	41,622	49,493	57,369	53,114	54,245	56,596	65,736	69,547	71,663	74,955
要介護3	31,540	35,379	39,701	44,349	47,002	49,289	57,241	62,539	64,672	62,621
要介護4	30,829	34,164	37,304	42,786	44,849	47,719	49,724	52,165	52,928	56,157
要介護5	28,440	31,688	35,400	39,986	41,993	41,545	43,618	45,281	46,512	51,176
計	212,415	249,810	293,403	331,410	355,566	374,978	382,479	392,959	404,953	421,961

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援										
要支援1	61,205	64,747	73,992	79,497	84,564	85,877	87,143	91,407	94,182	96,824
要支援2	55,969	59,416	63,692	66,748	69,741	71,614	72,181	76,325	79,038	82,490
経過的要介護										
要介護1	75,410	82,109	92,245	99,005	106,142	110,685	114,770	118,638	122,080	124,189
要介護2	79,411	84,243	86,966	90,543	93,597	96,132	98,592	100,300	102,822	104,933
要介護3	60,833	62,278	63,783	66,065	68,479	70,422	73,055	74,921	76,710	77,948
要介護4	56,732	59,035	61,708	63,702	64,797	67,362	69,531	71,515	72,771	74,938
要介護5	54,926	56,834	58,274	57,974	58,000	58,446	58,609	58,751	59,525	59,697
計	444,486	468,662	500,660	523,534	545,320	560,538	573,881	591,857	607,128	621,019

(注1) 平成12年度から平成30年度までの認定者数は、「介護保険事業状況報告(年報)」(厚生労働省)における各年度末時点の人数である。

(注2) 令和元年度は、「介護保険事業状況報告(暫定)(令和2年3月分)」(厚生労働省)における年度末時点の人数である。

生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額 軽減制度事業の実施状況

(単位：人)

事業開始 年 月	事業実施 区市町村	確認証交付人数 (令和2年3月末現在)	利用者負担額 軽減実績 (令和2年3月分)	確認証交付人数 (令和2年9月1日現在)
平成14年1月	新宿区	46	25 (6)	43
	台東区	70	49 (4)	71
	墨田区	16	9 (3)	12
	杉並区	119	68 (17)	116
	豊島区	16	12 (3)	15
	荒川区	77	36 (6)	76
	板橋区	60	36 (7)	53
	葛飾区	144	49 (8)	129
	江戸川区	24	15 (2)	16
	八王子市	138	93 (23)	122
	青梅市	15	11 (2)	11
	調布市	12	11 (-)	11
	町田市	196	113 (13)	180
	小平市	19	11 (2)	19
	稲城市	2	2 (-)	1
	羽村市	9	10 (-)	9
	あきる野市	5	5 (-)	4
	西東京市	12	9 (8)	9
	瑞穂町	6	6 (-)	6
日の出町	1	1 (-)	1	
檜原村	23	23 (-)	25	
平成14年2月	清瀬市	14	13 (1)	16
平成14年3月	文京区	39	25 (4)	30
平成14年4月	江東区	83	62 (13)	81
	大田区	169	74 (-)	150
	中野区	15	14 (-)	18
	練馬区	528	131 (4)	422
	足立区	197	99 (19)	166
	小金井市	8	2 (1)	12
	日野市	53	41 (19)	47
	国立市	-	- (-)	-
	福生市	2	2 (-)	4
	狛江市	5	6 (-)	6
	東大和市	13	13 (3)	14
	東久留米市	5	4 (-)	9
平成14年7月	武蔵村山市	6	3 (2)	4
平成17年10月	千代田区	5	5 (-)	4
	港区	24	16 (-)	24
	目黒区	13	12 (-)	15
	世田谷区	312	136 (10)	276
	渋谷区	11	8 (-)	7
	武蔵野市	1	1 (-)	1
	三鷹市	18	13 (3)	20
府中市	42	21 (-)	39	
平成18年1月	北区	185	67 (2)	136
平成18年4月	中央区	-	- (-)	-
	東村山市	11	9 (-)	8
平成18年7月	多摩市	42	28 (10)	31
	国分寺市	8	7 (4)	11
平成24年9月	立川市	3	3 (-)	3
平成24年10月	品川区	2	3 (-)	3
平成28年4月	奥多摩町	1	1 (-)	1
平成29年7月	昭島市	2	2 (-)	2
合 計		2,827	1,415 (199)	2,489
事業実施区市町村 (令和2年9月1日現在)		53区市町村 (23区26市3町1村)		

(注1) 確認証交付人数は、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」又は「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業」による軽減対象者に発行している確認証の交付実人数である。

(注2) 利用者負担額軽減実績は、サービス提供事業者ごと、サービス種類ごとの軽減措置を受けた延べ人数であり、()内は国庫補助対象外の「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業」に係るものの再掲である。

区市町村における介護保険料、利用料軽減の実施状況

(1) 低所得者に対する保険料減免

令和2年10月1日現在

<国の原則の範囲内 21区19市2町>

千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区
江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区
練馬区	足立区	江戸川区			
三鷹市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	狛江市
東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市
羽村市					
大島町	八丈町				

(注) 国の原則とは、「①保険料の全額免除を行わない。②収入のみに着目した一律の減免を行わない。③保険料減免分に対する一般財源の繰入を行わない。」ことである。

出典：第1号被保険者の保険料の減免措置について（平成12年11月16日付全国介護保険担当課長会議資料）

(2) 低所得者等に対する利用料軽減

令和2年10月1日現在

<11区10市1町>

千代田区	中央区	港区	台東区	目黒区	大田区
世田谷区	渋谷区	杉並区	荒川区	江戸川区	
立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	昭島市	小金井市
東大和市	武蔵村山市	羽村市	西東京市		
奥多摩町					

(注) 国の特別対策及び介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業（都制度）を除く。

特別養護老人ホームの施設数、定員数及び入所 申込者数の推移

(単位：所、人)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
施設数	303	320	334	342	353	368
定員数	27,208	28,733	29,974	30,709	31,487	32,837
入所 申込者数		25,495	40,026		41,322	

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設数	375	384	388	397	409	420
定員数	33,373	34,194	34,632	35,504	36,460	37,432
入所 申込者数		38,321		43,746	43,060	

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	435	455	471	482	499	517
定員数	39,055	40,666	42,006	43,181	44,797	46,623
入所 申込者数		43,384			30,717	

区分	平成30年度	令和元年度
施設数	529	554
定員数	47,746	49,984
入所 申込者数		29,126

(注1) 施設数・定員数は、東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」による。
なお、各年度末時点の数字である。

(注2) 入所申込者数は、原則として3年ごと（高齢者保健福祉計画策定の前年度）に東京都が実施する調査による。

なお、平成21年度については、厚生労働省が各都道府県を通じて実施した調査の結果である。

調査基準日は各年度の1月1日現在。ただし、平成21年度は8月1日現在、平成25年度は11月1日現在、平成28年度は4月1日現在、令和元年度は4月1日現在である。

認知症高齢者グループホームの利用者負担の状況 及び施設数、定員数

1 利用者負担の状況

(1) 家賃

家賃（月額）	事業所数
40,000円未満	2
40,000円以上60,000円未満	78
60,000円以上80,000円未満	371
80,000円以上100,000円未満	179
100,000円以上120,000円未満	27
120,000円以上	12
分類不能	-
合計	669

(2) 食材料費

食材料費（月額）	事業所数
40,000円未満	399
40,000円以上50,000円未満	255
50,000円以上60,000円未満	11
60,000円以上	3
実費	1
合計	669

(3) 光熱水費

光熱水費（月額）	事業所数
10,000円未満	3
10,000円以上20,000円未満	318
20,000円以上30,000円未満	281
30,000円以上	25
実費	12
分類不能	30
合計	669

(4) 合計

利用者負担額（月額）	事業所数
100,000円未満	6
100,000円以上130,000円未満	94
130,000円以上160,000円未満	424
160,000円以上190,000円未満	132
190,000円以上220,000円未満	10
220,000円以上	3
合計	669

(注1) 令和3年1月1日現在の状況

(注2) 「分類不能」とは、2以上の区分にまたがるもの、設定がないものである。

(注3) 上記には介護報酬の利用者負担分を含まない。

2 区市町村別施設数及び定員数

(単位：か所、人)

区 分	施設数	定員数
千代田区	3	36
中央区	4	63
港区	4	81
新宿区	11	180
文京区	9	158
台東区	8	144
墨田区	16	306
江東区	19	339
品川区	14	252
目黒区	14	270
大田区	42	799
世田谷区	44	828
渋谷区	6	102
中野区	21	348
杉並区	36	645
豊島区	13	150
北区	16	288
荒川区	16	331
板橋区	27	522
練馬区	35	599
足立区	36	652
葛飾区	34	594
江戸川区	39	699
区 部 計	467	8,386

瑞穂町	1	9
日の出町	1	9
檜原村	1	9
奥多摩町	1	9
大島町	1	9
利島村	—	
新島村	—	
神津島村	—	
三宅村	—	
御蔵島村	—	
八丈町	—	
青ヶ島村	—	
小笠原村	—	
町 村 部 計	5	45

区 分	施設数	定員数
八王子市	23	404
立川市	11	153
武蔵野市	2	36
三鷹市	8	170
青梅市	7	90
府中市	12	216
昭島市	5	51
調布市	11	189
町田市	25	414
小金井市	6	84
小平市	10	171
日野市	8	99
東村山市	9	171
国分寺市	7	102
国立市	6	69
福生市	1	9
狛江市	3	63
東大和市	3	54
清瀬市	5	81
東久留米市	5	81
武蔵村山市	3	45
多摩市	6	108
稲城市	4	60
羽村市	2	27
あきる野市	3	45
西東京市	12	198
市 部 計	197	3,190

合 計	669	11,621
-----	-----	--------

(注) 令和3年1月1日現在

認知症高齢者グループホームの施設数・定員数及び 整備予算額・決算額の推移(平成12年度以降)

(単位：所、人、百万円)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
施設数	14	40	62	104	150	204
定員数	137	472	824	1,461	2,191	2,945
当初予算額	670	482	809	1,268	1,725	1,701
決算額	274	299	234	452	716	762

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設数	237	267	292	320	368	426
定員数	3,464	3,884	4,279	4,753	5,656	6,743
当初予算額	1,546	1,853	2,228	2,054	1,506	2,413
決算額	627	279	718	1,639	2,548	2,920

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	476	514	557	584	600	619
定員数	7,797	8,492	9,425	9,896	10,224	10,616
当初予算額	2,055	2,690	3,645	3,133	2,723	2,047
決算額	1,642	1,996	1,220	585	1,071	996

区分	平成30年度	令和元年度
施設数	643	657
定員数	11,093	11,333
当初予算額	1,948	2,134
決算額	416	1,160

(注1) 施設数・定員数は、東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」による。

(注2) 各年度3月1日時点の数字である。

(注3) 当初予算額及び決算額は表示単位未満を四捨五入した。

定期借地権利用・借地活用による福祉施設設置に係る 補助実績

1 定期借地権利用に係る補助実績

(1) 高齢社会対策部

(単位：件)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都 補 助 事 業	特別養護老人ホーム	8	5	16	11	8
	介護老人保健施設	2	-	1	-	1
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	-	-	-	-	-
	養護老人ホーム	-	-	-	-	-
区 市 町 村 補 助 事 業	地域密着型特別養護老人ホーム	-	3	-	-	-
	小規模介護老人保健施設	-	-	-	-	-
	小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	-	-	-	-	-
	養護老人ホーム（定員29人以下）	/	-	-	-	-
	認知症高齢者グループホーム	-	3	1	3	1
	小規模多機能型居宅介護事業所	1	3	1	3	1
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	/	1	1	-	-
	都市型軽費老人ホーム	/	1	-	-	-
	介護職員等のための施設内保育施設	/	-	-	-	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	/	-	1	1	-
	認知症デイサービスセンター	/	-	-	-	1
	介護予防拠点	/	-	-	1	-
	地域包括支援センター	/	-	-	-	-
	生活支援ハウス	/	-	-	-	-
緊急ショートステイ	/	-	-	-	-	
総計		11	16	21	19	12

(注)同一建物で同一法人が複数の事業を実施している場合は、それぞれの事業種別に計上

(2) 少子社会対策部

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認可保育所	3	1	11	5	7
認証保育所	-	-	-	-	-
認定こども園	-	-	-	-	-
小規模保育事業所		-	-	-	-
総計	3	1	11	5	7

(3) 障害者施策推進部

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
共同生活援助事業所	-	3	3	2	2
短期入所事業所	-	-	1	1	-
生活介護事業所	2	-	2	1	1
自立訓練事業所	-	-	1	-	-
就労移行支援事業所	-	-	-	-	-
就労継続支援事業所	1	-	1	-	1
児童発達支援事業所	-	-	-	1	-
放課後等デイサービス事業所	-	-	-	1	-
児童発達支援センター	-	-	-	-	-
総計	3	3	8	6	4

(注) 同一建物で同一法人が複数の事業を実施している場合は、それぞれの事業種別に計上

2 借地活用に係る補助実績

(1) 高齢社会対策部

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別養護老人ホーム	11 (3)	14 (11)	25 (14)	34 (25)	41 (34)
介護老人保健施設	2	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
総計	13 (3)	16 (13)	27 (16)	36 (27)	43 (36)

(注) 括弧内はうち継続分の件数

(2) 少子社会対策部

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認可保育所	8 (2)	14 (8)	16 (14)	20 (16)	22 (19)
認証保育所	-	-	-	-	-
認定こども園	-	-	-	-	-
小規模保育事業所	-	-	-	1	1 (1)
学童クラブ	-	-	1	6	2
総計	8 (2)	14 (8)	17 (14)	21 (16)	25 (20)

(注)括弧内はうち継続分の件数

(3) 障害者施策推進部

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
共同生活援助事業所	5 (4)	12 (5)	15 (12)	18 (15)	19 (18)
短期入所事業所	1	3 (1)	3 (3)	4 (3)	4 (4)
生活介護事業所	1	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (2)
自立訓練事業所	-	-	-	-	-
就労移行支援事業所	-	-	-	-	-
就労継続支援事業所	1	1 (1)	2 (1)	2 (2)	2 (2)
児童発達支援事業所	-	-	-	1	1 (1)
放課後等デイサービス事業所	-	-	-	1	1 (1)
児童発達支援センター	-	-	-	-	-
総計	8 (4)	17 (8)	21 (17)	28 (21)	29 (28)

(注1)括弧内はうち継続分の件数

(注2)同一建物で同一法人が複数の事業を実施している場合は、それぞれの事業種別に計上

福祉施設設置に係る都有地及び国有地の貸付けの実績

1 都有地（福祉保健局分）

（単位：件）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症高齢者グループホーム	1	1	—	—	—
特別養護老人ホーム	—	2	1	3	—
介護老人保健施設	—	—	1	1	—
小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	—	1	—
複合型サービス事業所	—	—	1	—	—
認可保育所	4	1	4	7	2
幼保連携型認定こども園	—	—	—	1	—
共同生活援助事業所	—	—	1	1	2
日中活動系サービス事業所	—	—	1	—	—
児童発達支援センター	—	—	—	—	1

（注1） 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業のサービス別の貸付実績である。

（注2） 事業の対象となる施設等は、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、介護医療院、認可保育所、認証保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業を行う施設、共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所、児童発達支援センター、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う事業所及び主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所である。

2 都用地（他局分）

（単位：件）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小規模多機能型 居宅介護事業所	1	—	—	—	—
認可保育所	1	2	2	2	—

（注）主税局、港湾局、交通局及び水道局の貸付実績である。

3 国有地

（単位：件）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者関係施設	1	3	7	7	2
保育関係施設	4	4	4	1	2
障害者関係施設	—	—	—	2	—

（注1）都内の社会福祉分野等における国有地の貸付実績である。

（注2）定期借地制度を活用した貸付けを行っている。

なお、国から区市町村に国有地を貸し付け、区市町村から民間事業者に転貸する場合を含む。